

(仮称) 帯広市障害者共生まちづくりプラン 〔原案〕

第四期帯広市障害者計画
第七期帯広市障害福祉計画
第三期帯広市障害児福祉計画

目次

第1章	計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1	計画策定の趣旨及び目的	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
第2章	障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
1	障害のある人について	
2	障害のある人の推移	
	(1) 全体	
	(2) 身体障害のある人	
	(3) 知的障害のある人	
	(4) 精神障害のある人	
3	市民からの意見聴取	
	(1) 市民アンケート	
	(2) 市民意見交換会・関係団体等ヒアリング	
第3章	前計画の取り組み状況と課題・・・・・・・・	P 12
	基本的視点1 障害と障害のある人に対する理解の促進	
	基本的視点2 日常生活における相談や支援の充実	
	基本的視点3 自立した地域生活への支援の充実	
第4章	計画の基本理念と目標・・・・・・・・	P 18
1	計画の基本理念	
2	計画の目標	
第5章	計画の体系と各施策・・・・・・・・	P 20
	目標Ⅰ 共に過ごし、理解し合える地域をつくる	
	施策1 理解と交流の促進	
	施策2 権利擁護の推進	
	目標Ⅱ 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる	
	施策3 相談支援と情報提供の充実	
	施策4 生活支援の充実	
	施策5 療育・教育の充実	
	施策6 安全・安心な生活環境の整備促進	
	目標Ⅲ 希望に応じ社会参加できる環境をつくる	
	施策7 社会活動の充実	
	施策8 就労支援の充実	

第6章 サービス等の実施状況と見込量・・・・・・・・・・・・・・・・P34

- 1 障害福祉サービス等の実施状況
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
- 2 障害児通所支援の実施状況
 - (1) 障害児通所支援
 - (2) 障害児相談支援
- 3 地域生活支援事業の実施状況
 - (1) 必須事業
 - (2) 任意事業
- 4 障害福祉サービス等の見込量
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
- 5 障害児通所支援の見込量
 - (1) 障害児通所支援
 - (2) 障害児相談支援
- 6 地域生活支援事業の見込量
 - (1) 必須事業
 - (2) 任意事業
- 7 障害福祉サービス等の確保のための方策
 - (1) サービス提供基盤の整備
 - (2) サービス事業所への情報提供

第7章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・P47

- 1 推進体制
- 2 進捗管理
- 3 成果指標

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・P50

- 1 市民アンケートの結果
- 2 住民意見の聴取
- 3 策定経過
- 4 帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会
- 5 帯広市地域自立支援協議会
- 6 用語の解説

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨及び目的

我が国では、障害者基本法に基づき、障害のある人もない人も、互いに人格や個性を認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を定めた障害者基本計画を策定しています。

また、障害者基本法の理念にのっとり、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、必要な障害福祉サービス等に係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことを規定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を定めています。

近年では、国の法整備も進み、障害者差別解消法の改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたほか、医療的ケア児とその家族の日常生活及び社会生活を社会全体で支えていくための医療的ケア児等支援法、障害者による情報取得や利用、意思疎通に係る施策を推進していくための障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定されました。

これらの法律等を踏まえた考え方や施策は、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第5次障害者基本計画に反映されています。

また、北海道においても、国の計画を踏まえた「北海道障がい者基本計画」を策定しているほか、近年では、障害福祉の向上に当たり、介護が必要な人だけでなく、介護をする人への支援も必要との考えにより、北海道ケアラー支援条例に基づきケアラー支援推進計画が策定されました。

帯広市では、令和2年に策定した第三期帯広市障害者計画において、障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が必要な配慮と支援ができる「人にやさしいまち、人がやさしいまち」の実現を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。また、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスを安定的に提供するため、3年ごとに帯広市障害福祉計画及び帯広市障害児福祉計画を策定しています。

これらの計画は、根拠法や所掌範囲、計画期間などが異なっていることから、これまで個別に策定していましたが、ともに共生社会の実現を目指していることから、今改定において、1つの計画に統合し、理念や計画期間の統一を図りました。

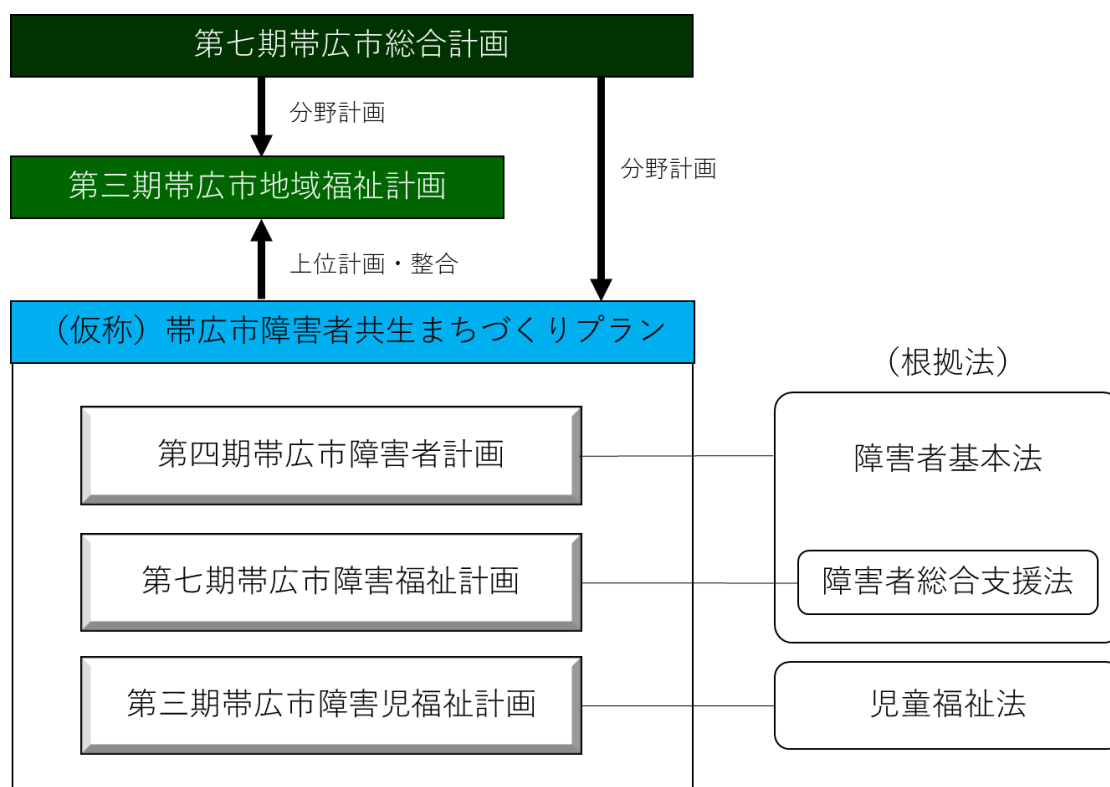
本計画は、障害のある人もない人もまちづくりに参加する姿をイメージし、名称を「(仮称)帯広市障害者共生まちづくりプラン」として、社会環境の変化や取り組み状況等を踏まえながら、障害のある人に関する施策の推進や必要なサービス量の確保の方策を示すために策定します。

2 計画の位置付け

本プランは、本市の第四期障害者計画、第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画として位置づくものです。

第四期障害者計画は、障害者福祉に関する分野計画として、第七期帯広市総合計画に即して策定するほか、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく基本的な計画として位置付けています。また、地域における障害者の福祉を含む、福祉の各分野に共通する事項を記載する第三期地域福祉計画と整合を図ります。

第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、障害のある人や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業などのサービス量を見込み、提供体制の確保の方策を示します。

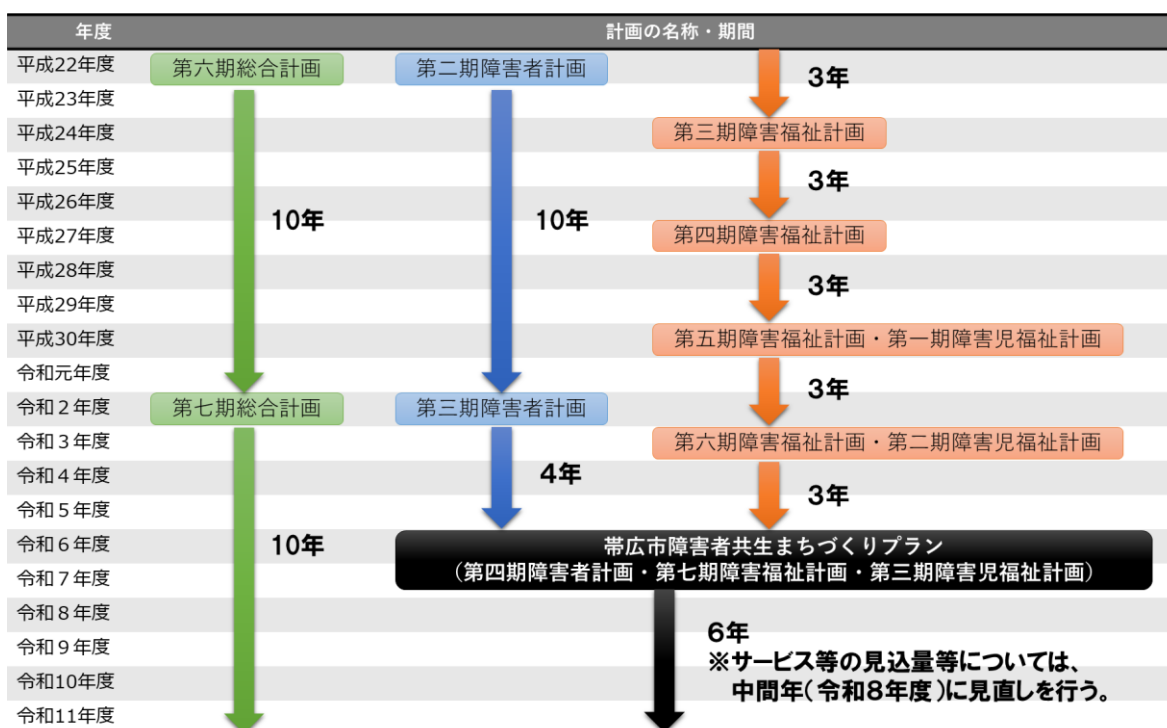


3 計画の期間

国の基本指針ではこれまで、障害福祉計画及び障害児福祉計画について、報酬改定等の見直しに併せ、3年ごとに策定することを義務付けていたところですが、国の審議会では、3年ごとの改定スパンは、次期計画の策定に向けた確に評価・検証を行うことが難しいとの議論がなされていました。

こうしたことを踏まえ、令和5年5月に改正された基本指針では、国の報酬改定等に合わせ、3年ごとに策定することを基本としつつ、市町村において柔軟な期間設定を行うことが可能となりました。また、北海道においても、障がい者基本計画と障がい福祉計画を統合し、令和6年度から11年度までの6年間の計画とする考えが示されました。

上記を参考に、本プランの計画期間は、総合計画の期間の終期を踏まえ、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、サービス等の見込量などについては、令和8年度に見直しを行います。



第2章

障害のある人の状況

1 障害のある人について

障害者基本法において障害のある人とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。また、障害者が受ける制限は、社会における事物、制度、慣行、観念など障壁となるものによって生じるものという考え方が取り入れられています。

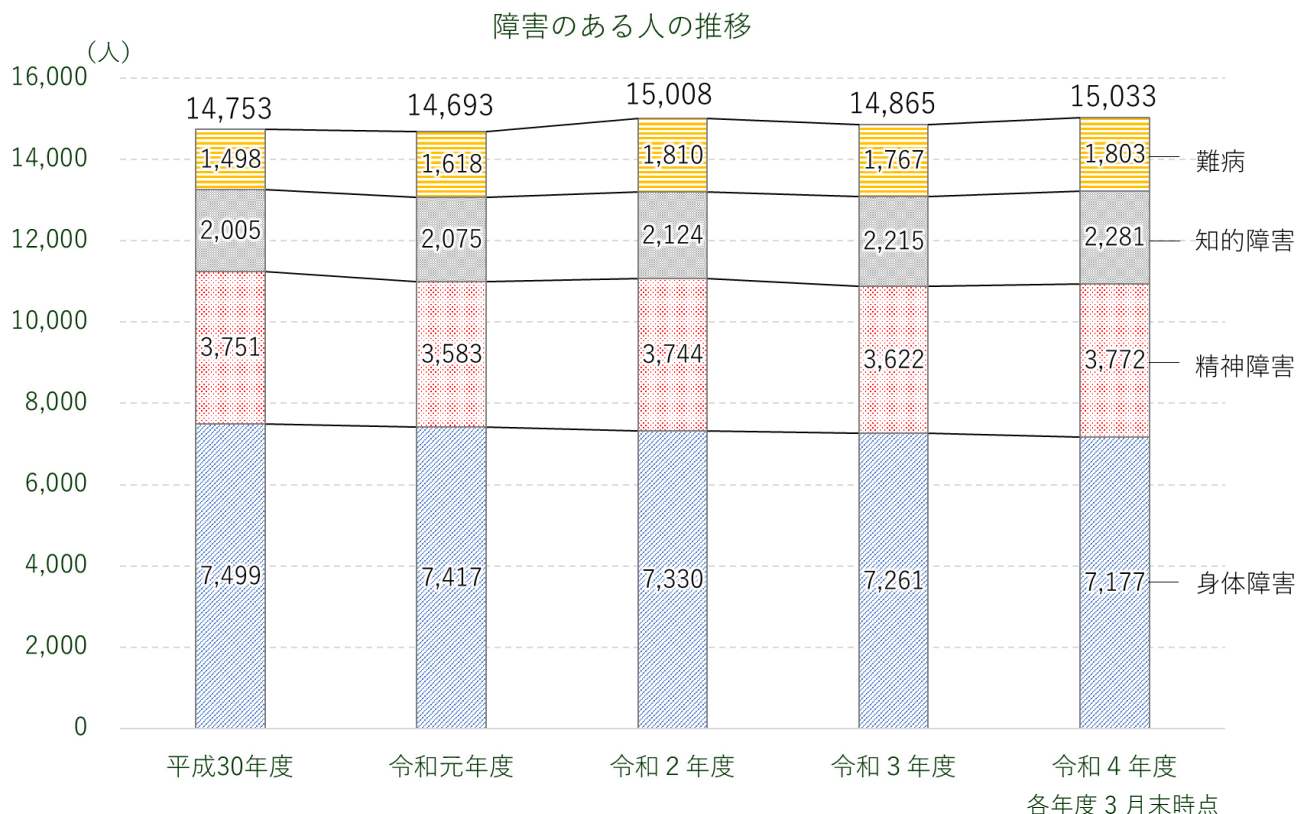
こうした考え方を踏まえ、本計画における障害のある人とは、身体障害・知的障害・精神障害・難病のある、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人を対象とします。

2 障害のある人の推移

(1) 全体

本市が把握している障害のある人の数は、令和4年度末現在、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を合わせて13,230人、難病まで含めると15,033人です。

身体障害のある人は減少傾向にあり、精神障害・知的障害のある人、難病患者は増加傾向にあります。



身体障害：身体障害者手帳の交付を受けている人

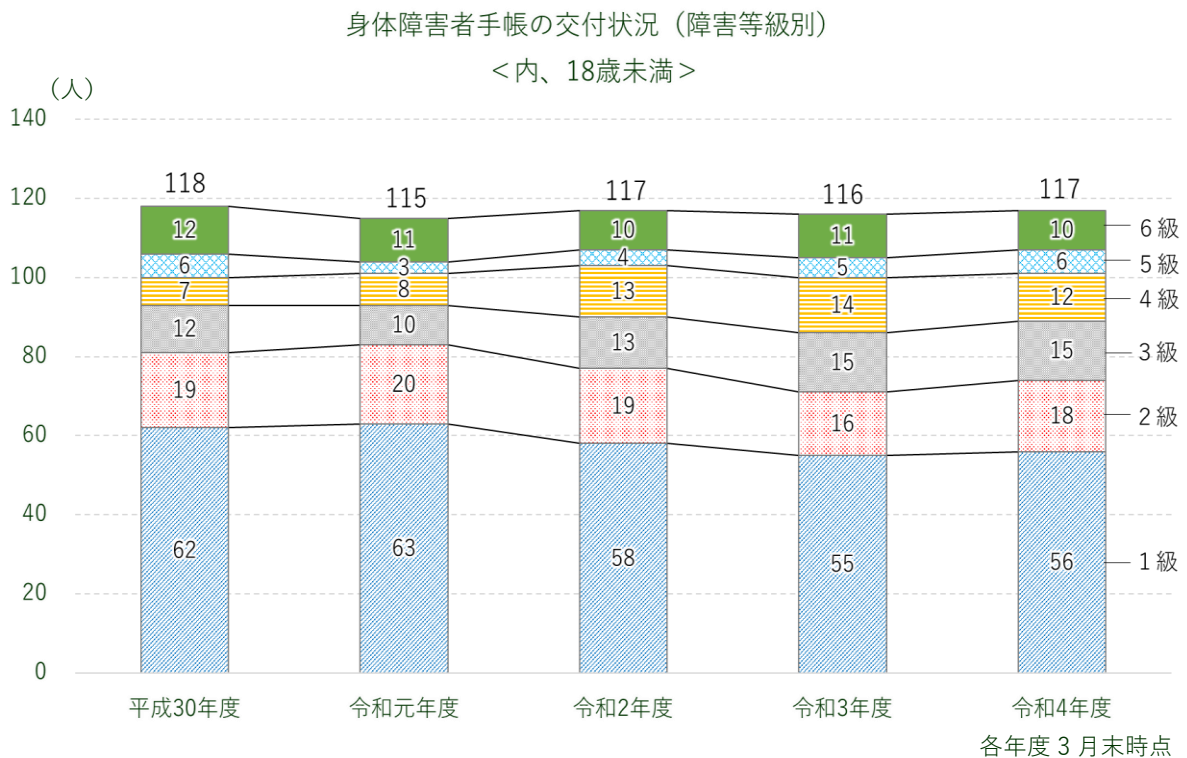
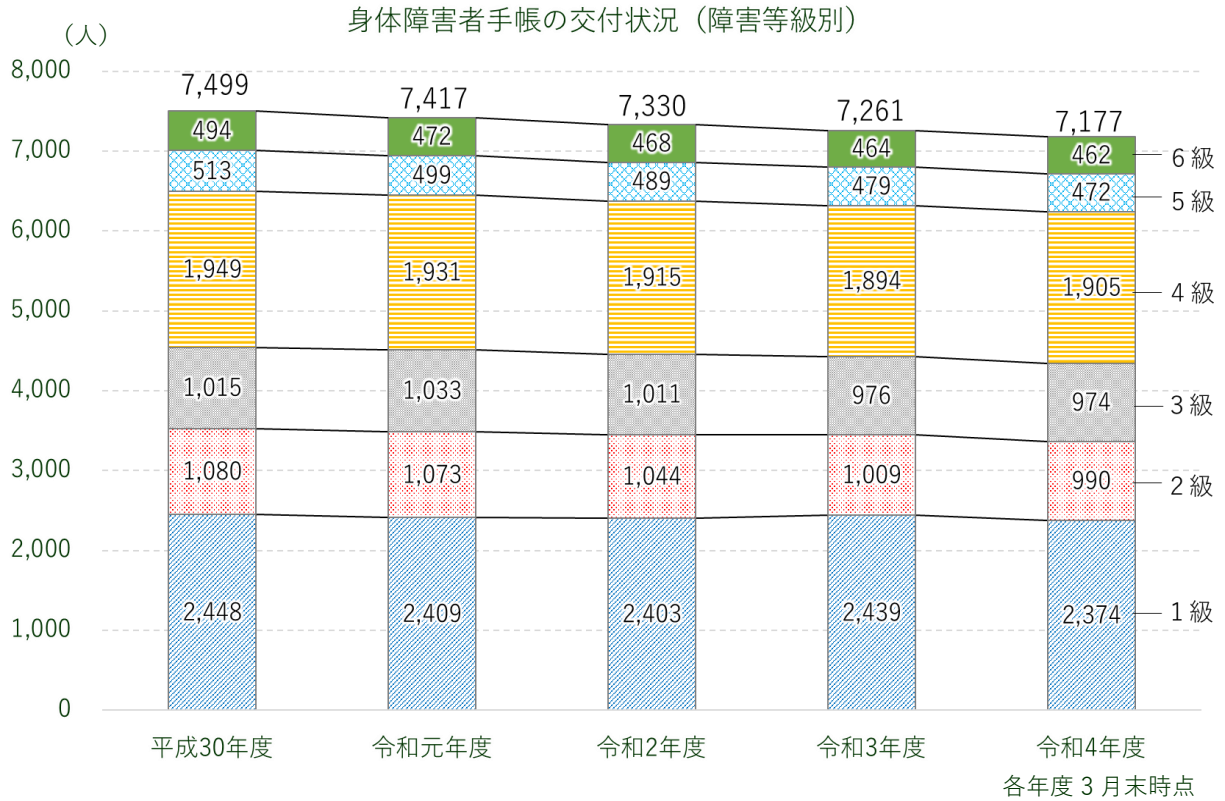
知的障害：療育手帳の交付を受けている人

精神障害：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人と自立支援医療（精神通院）を受給している人のうち、重複している人がいるため、重複を除いた数値。

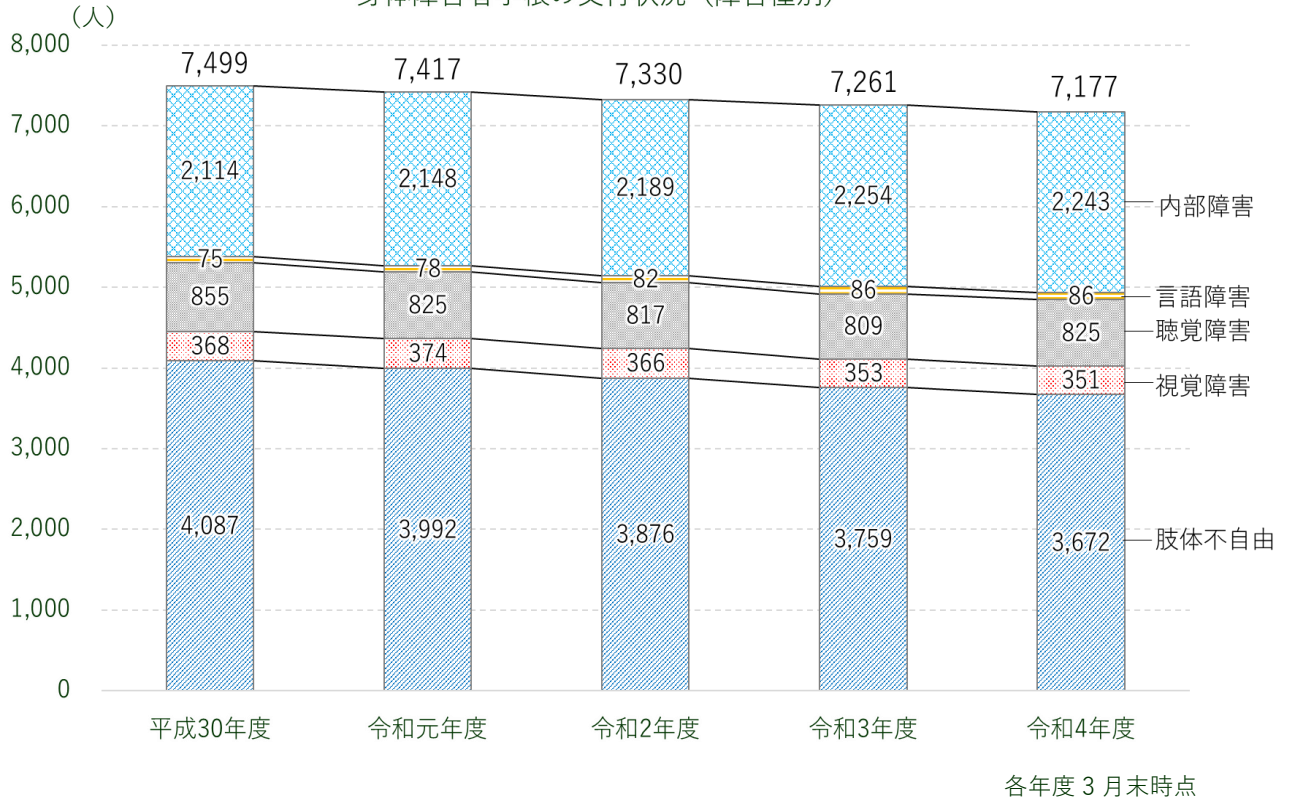
難病：特定医療費（指定難病）を受給している人

(2)身体障害のある人

身体障害者手帳所持者は、いずれの等級においても、横ばいもしくは減少傾向となっています。障害種別でみると、最も数の多い肢体不自由で減少が顕著ですが、内部障害はやや増加傾向にあります。18歳未満においては横ばいで、肢体不自由はやや増加傾向にあります。※1級に近づくほど障害の程度が重くなります。

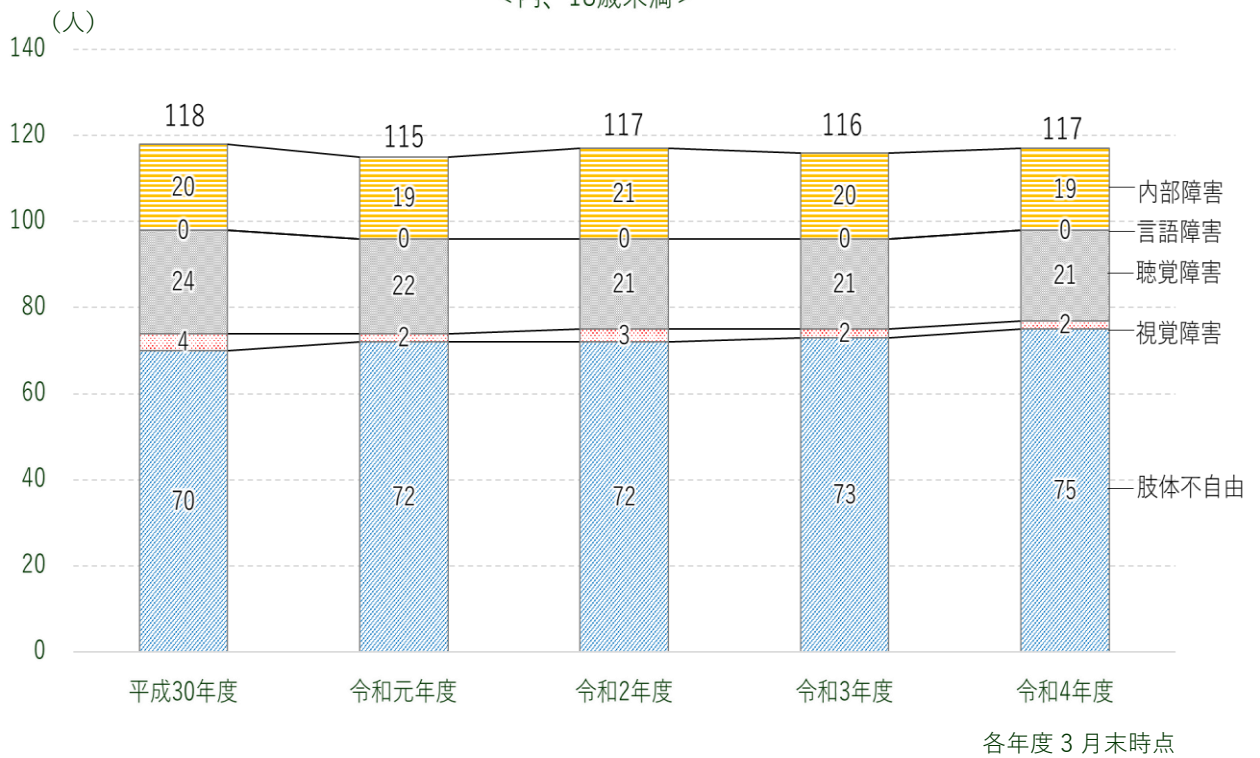


身体障害者手帳の交付状況（障害種別）



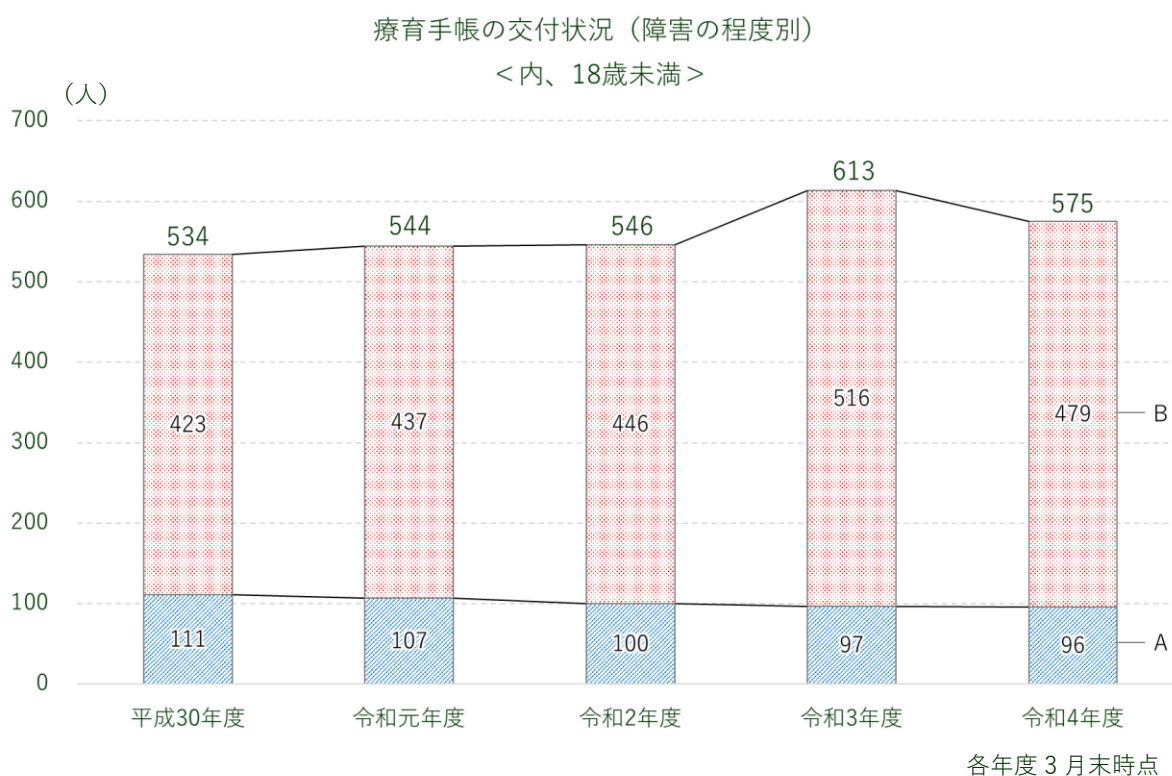
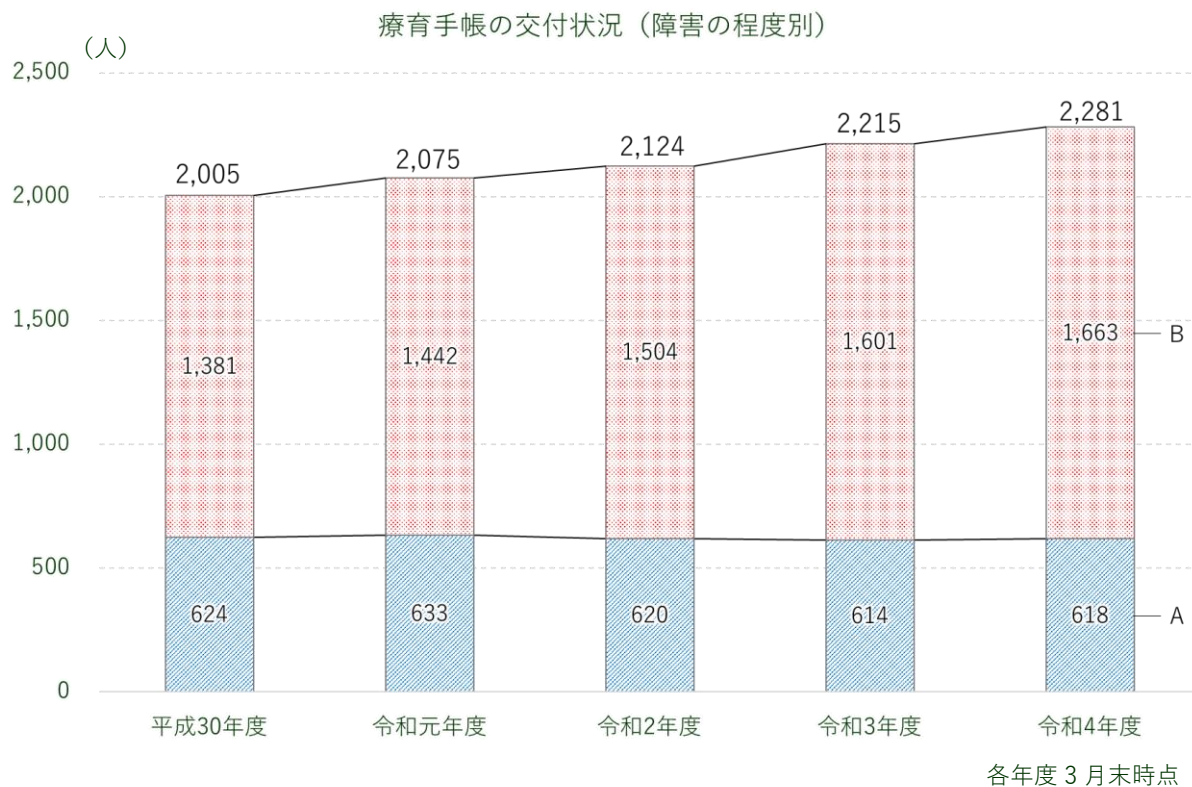
身体障害者手帳の交付状況（障害種別）

<内、18歳未満>



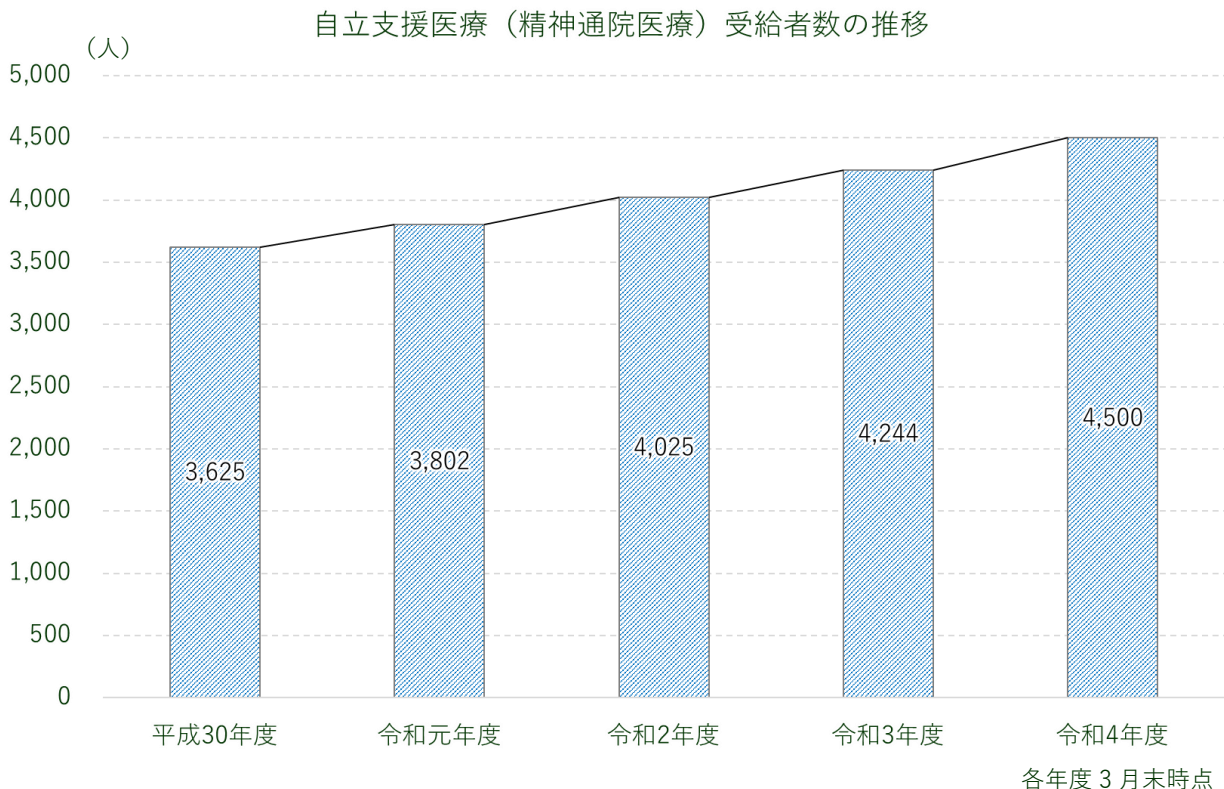
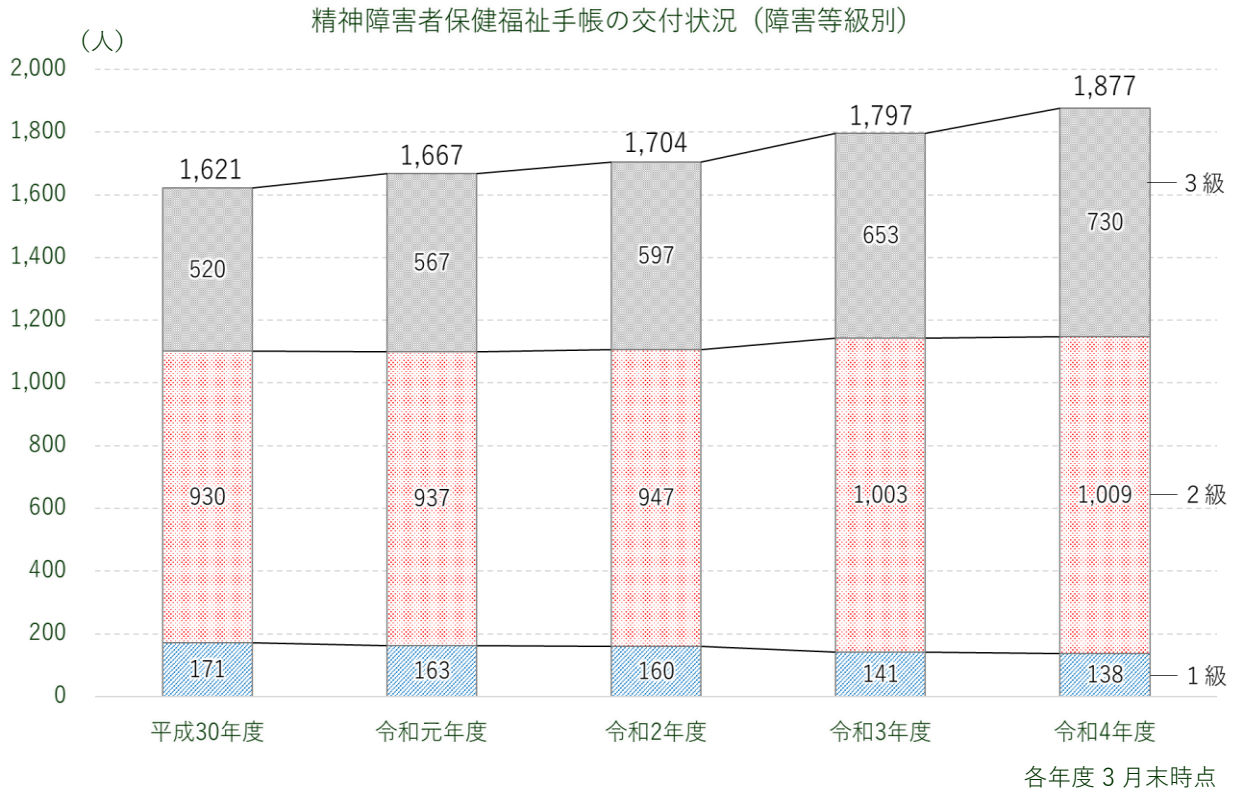
(3) 知的障害のある人

療育手帳所持者は、A（重度）は減少傾向にあり、B（中度・軽度）は増加傾向にあります。18歳未満においても同様の傾向となっています。



(4)精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が減少傾向にあるのと対照的に、2級・3級で増加傾向となっています。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成30年度と令和4年度を比較すると、1.24倍と顕著な増加がみられます。※1級に近づくほど障害の程度が重くなります。



3 市民からの意見聴取

(1) 市民アンケート

<障害のない人>

- 障害のある人が身近にいない、とする回答が最も多い。
- 障害者週間記念事業や福祉のひろば、ヘルプマークなど、普及啓発で行っている市の取り組みの認知度が低い。

<障害のある人>

- 差別や偏見、社会的な障壁を感じている人は一定数いる。
- 理想的な居住環境として、家族と一緒に希望する人が最も多いが、障害種別が重複する人では施設入所を希望する人が最も多い。
- 災害が発生した際の困りごととしては、避難場所での生活に関する不安が多い。
- 障害のある児童が、地域の学校や保育所等に通える環境は整っている、という意見が比較的多い。
- 文化芸術活動やスポーツ、余暇活動などを行っている人はまだ全体数から見ると少なく、身近にできる場所や環境がない、お金がない、情報不足、移動手段などの課題がある。
- 仕事をするために必要な要素としては、職場の理解を挙げる人が多い。

<お世話をしている人>

- 18歳～64歳が7割弱を占めるが、65歳以上による老障介護も3割近くみられるほか、中学生や小学生以下も含まれていた。
- お世話をすることで、身体的な疲労や精神的な不調をきたすことがあるほか、経済的な負担の増加、仕事や学校などの日常生活における制限も確認された。

(2) 市民意見交換会・関係団体等ヒアリング

<普及啓発に関すること>

- 障害のある人と接する機会がないことや、企業・お店・病院などでの理解や配慮に係る要望などの普及啓発・理解促進に関する意見が多かった。
- 学校における交流・体験を通じた障害者理解に関する教育への意見が多かった。
- 地域活動の中で、障害の有無や年齢を問わず、それぞれが役割を持って参加できるようなコミュニティに関する意見が多かった。

<支援体制に関すること>

- 就学前～成人に至るまでのライフステージや、児童・医療・福祉・就労等の分野において、情報不足も含め、支援の切れ目を感じるという声が多くあった。
- 災害時まで見越した医療的ケアの充実や、ケアラーへの支援の必要性、バリアフリートイレの増設・段差解消等のハード整備に関する要望が多かった。

<社会参加に関すること>

- 障害のある人が気軽に参加できるイベントの開催要望はもとより、こうしたイベントの情報不足に関する意見も多かった。
- 公共交通機関の利用しにくさも社会参加を阻む要因になっていた。
- 就労環境の充実に向け、リモート支援などの多様な働き方の実現や、企業における障害者雇用への理解を求める意見が多かった。

第3章

前計画の取り組み状況と課題

市民や関係者からの意見や現状を踏まえ、第三期障害者計画の3つの基本的視点ごとに、取り組みの状況と課題を整理しました。

基本的視点1 障害と障害のある人に対する理解の促進

<現状>

障害者週間記念事業や出前講座の実施、ヘルプマークの普及、ノーマライゼーション推進地区や市民活動プラザ六中ソフト事業への支援など、障害者理解の促進や障害のある人との交流機会の創出のほか、差別の解消に向けた周知啓発や障害者への虐待に係る関係機関とのネットワーク構築などに取り組んでいます。特に、「ふれあい市政講座」の参加者数については、おびひろ市民学を通じて児童・生徒への手話出前講座を実施したことで、目標値を大幅に上回りました。

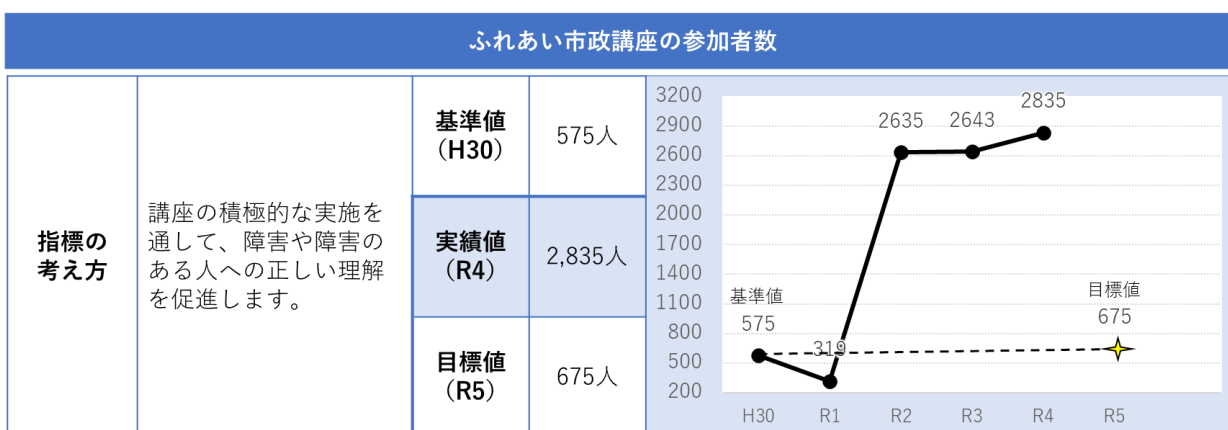
一方、令和4年度に実施した市民アンケート（以下、「アンケート」という。）では、差別や偏見を感じることはあるかという質問に対し、7割以上が「あると思う」、「少しはあると思う」と回答しているほか、障害などに対する心の壁（偏見や差別的な見方）を表す“意識上の障壁”についても「感じている」と回答された方は3割以上となりました。併せて、理解促進・普及啓発に係る市の取り組みの認知度も低い結果となっています。

また、日頃障害のある人と会話をすることはあるかという質問に対し、「日頃接することがない」という回答が約6割となったほか、「接したことがない」、「接し方がわからない」という意見も多くなっています。このため、障害や障害のある人への理解や交流は進捗が不十分であると考えられます。

<課題>

- 理解や交流のさらなる促進
 - 市の取り組みの周知の強化
 - 障害のある人と気軽に接することのできる機会の創出
 - 子どもの頃から障害について考える環境づくり
- 差別意識の解消・障害者への虐待防止
 - 市民・関係機関への啓発やネットワークの強化

障害者計画 指標 I



基本的視点2 日常生活における相談や支援の充実

<現状>

帯広市地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を基盤として、相談支援専門員等関係者が個別の支援を検討するケア会議を開催したほか、障害のある人や家族を地域全体で支える仕組みである地域生活支援拠点の一つの機能として、市内を4つの圏域に分け、地域で身近に困りごとや悩みごとなどの相談を受け付ける窓口（圏域相談支援事業所）を開設するなど、相談支援体制の充実に取り組んでいます。特に、個別課題の検討会議については、関係機関の連携により、必要時に安定的に開催できており、開催回数は目標値を上回っています。

また、障害や発達に心配のある子どもの早期発見・早期療育につなげていくため、乳幼児健診での把握や保健師による家庭訪問、こども発達相談室での相談対応など、発達支援に係る体制の充実にも取り組んでいます。

さらに、医療的ケアを必要とする児童（重症心身障害児含む）が安心して生活していけるよう、対応窓口の設置や、協議会に医療的ケア児等支援検討部会を新設し、医療的ケア児やその家族が生活していくうえでの課題を整理してきているほか、外出が著しく困難な障害児に対しては、居宅訪問型児童発達支援事業所を確保し、自宅に訪問して発達支援を行う体制を整備しました。

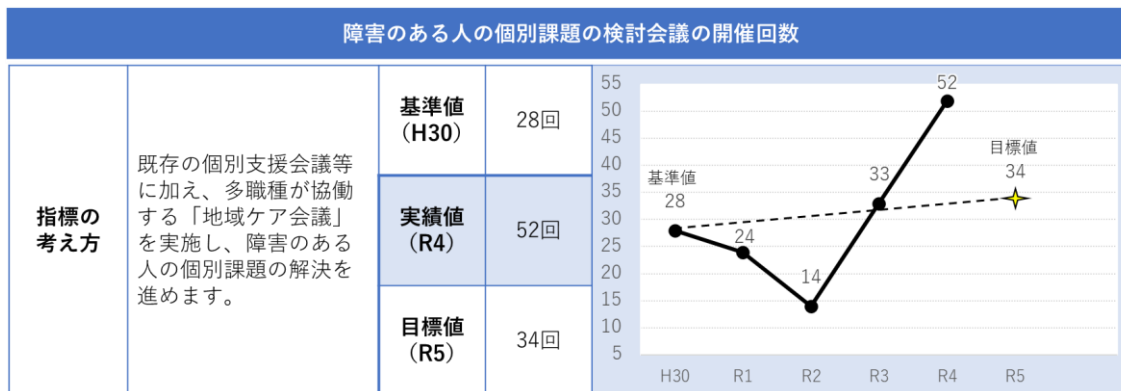
一方、アンケートでは、中学生以下のケアラーの存在や老障介護など介護者の身体的・精神的負担の実態も浮き彫りになっています。また、今後の暮らしについての希望として、「家族と一緒に暮らし」と回答される人が多かったものの、障害種別が重複する人では、「福祉施設（入所施設）」との回答が最も多くなっていました。施設入所者数及び、地域移行者数は目標を下回って推移しており、地域での自立した生活に不安を感じている人が一定数いるものと考えています。

協議会では、サービスにつながらない事例やひきこもりなどの対応の難しい事例での支援の不足のほか、医療的ケア児や重症心身障害児の親の相談先のわかりにくさ、就学前後や子どもから大人への移り変わりの時期などで支援が継続されないことについて意見があがっていました。

<課題>

- 介護者の負担軽減や多様化・複合化する問題の解決
 - 圏域相談支援体制のさらなる周知啓発
 - 専門的な人材の育成や確保などによる支援体制の強化
 - 関係機関の連携によるライフステージに応じた途切れない支援
- 障害や発達に心配のある子どもへの適切な療育の提供
 - 障害児通所支援事業所の支援の質の向上
 - 関係機関の連携促進
- 医療的ケアを必要とする児童やその家族が安心して生活できる体制
 - 医療的ケア児等支援検討部会で課題解決の方策を検討

障害者計画 指標Ⅱ



障害福祉計画成果目標～重点項目1) 入所施設などから地域生活への移行促進

項目		R3年度	R4年度	R5年度
施設入所者の地域生活移行者数	目標	3人	5人	7人
	実績	0人	2人	—
施設入所者数	目標	273人	269人	265人
	実績	274人	278人	—

障害福祉計画成果目標～重点項目2) 相談支援体制の充実

項目	R3年度～R5年度		達成状況
地域生活支援拠点の面的な体制の整備	目標	相談支援機能と地域支援機能を支援する体制を整備	達成見込

障害福祉計画成果目標～重点項目4) 発達支援体制の充実

項目	R3年度～R5年度		達成状況
障害児支援の提供体制の整備等	目標	居宅訪問型児童発達支援事業所を1箇所確保	達成

基本的視点3 自立した地域生活への支援の充実

<現状>

安全・安心な生活環境の整備については、バリアフリーマップの作成やユニバーサルデザインによる市営住宅の確保、道路縁石の段差解消など、バリアフリー化に向けた取り組みを進めていますが、アンケートでは、障害のある人および介護者のそれぞれ3割程度は未だ物理的な障壁の存在を感じています。また、障害のある人では、災害時の避難対応に不安を抱えている人が多い結果となりました。

社会参加に当たっては、スポーツ団体の活動周知や生涯学習講座への受講支援などを通じ、様々な活動に参加しやすい環境づくりに努めていますが、アンケートでは、文化・芸術・スポーツ・余暇活動を行っている障害のある人は4人に1人程度と低迷しており、活動機会や場所の不足、情報の入手、移動手段、仲間の確保などに課題を抱えている人が多い状況でした。

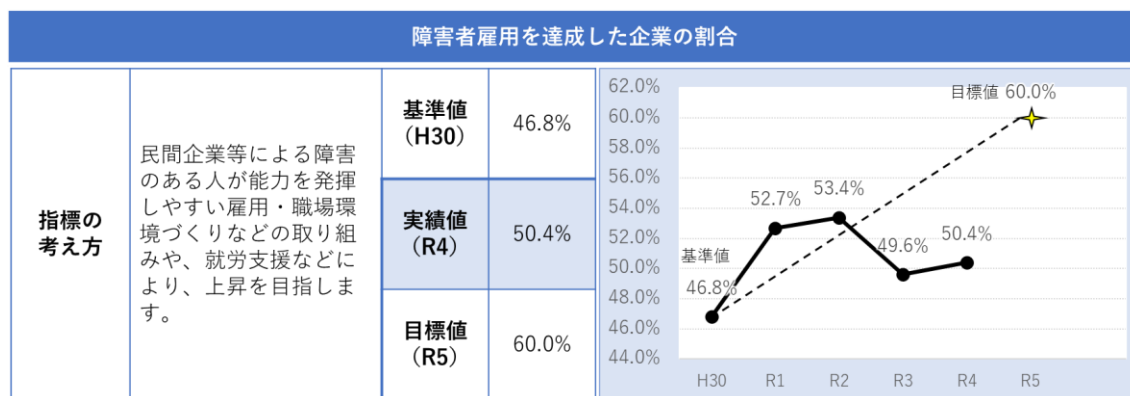
また、就労については、就労系福祉サービスの利用希望者の増加に対する提供体制の確保や、協議会に設置している、就労・社会活動部会により、就労系福祉サービス事業所の職員のスキルアップや支援ネットワークの構築を図っています。加えて、障害のある人の雇用を積極的に進めている企業と連携し、雇用事例の収集や企業訪問を実施するなど、企業の理解促進に取り組んでいます。

一方で、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成企業割合は、目標を下回って推移しており、令和4年度の北海道平均 50.9%よりも低い状態にあります。就労支援事業所の利用者数が増加傾向にある中で、福祉就労から一般就労への移行もわずかに目標に達しておらず、一般就労への移行を見据えた支援や雇用後の定着に向けた支援が不足しているものと捉えています。

<課題>

- バリアフリー化
 - 市民ニーズを踏まえた計画的な環境整備
- 平時からの備えを意識した災害対策
 - 避難情報を受けてから避難生活に至るまでの過程で対応に課題がある人の把握
 - 個別避難計画の作成及び避難に必要な生活用具等の事前準備
- 社会との関わりが継続的に保てる支援
 - 各種イベントや生涯学習活動等における効果的な情報発信
- 一般就労に係る適切なアセスメントや受け入れ体制の整備促進
 - 就労支援事業所に対する研修や課題解決に向けた協議の場の設置
 - 企業に向け、合理的配慮の必要性や雇用に関する好事例の情報共有

障害者計画 指標Ⅲ



障害福祉計画成果目標～重点項目3) 就労支援の強化

項目		R3年度	R4年度	R5年度
合計	就労支援事業等から一般就労への移行者数	目標 29人	32人	34人
		実績 26人	16人	—
内訳	就労移行支援事業から一般就労への移行者数	目標 17人	19人	20人
		実績 13人	8人	—
	就労継続支援A型から一般就労への移行者数	目標 8人	9人	9人
		実績 6人	1人	—
	就労継続支援B型から一般就労への移行者数	目標 4人	4人	5人
		実績 7人	7人	—

第4章

計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

前計画の第三期障害者計画では、共生社会について、「障害を特別なものとして考えるのではなく、市民誰もが相手の視点に立って考え、相手を思いやる心が育まれる地域をつくること」とし、その実現に向け、「人にやさしいまち、人がやさしいまち」を基本理念としています。

計画の推進に当たり、当事者や支援者の声を伺う中で、取り組みの見直しを行いながら、障害のある人が住みよい地域づくりに努めてきています。

今後、共生社会への歩みをさらに加速させるためには、行政、福祉関係者、企業、障害のある人や家族などのあらゆる主体が、地域社会の一員として、障害福祉を取り巻く諸課題に対し、それぞれに役割を担いながら、協働で解決を図り、障害福祉の取り組みをまちづくりに波及させることが重要と考えています。

こうした考えのもと、本プランでは、障害のある人への理解や配慮を基礎とした第三期障害者計画の理念を引継ぎつつ、まちづくりの視点を重視し、「障害の有無によらず、誰もが地域社会の一員として共生するまちづくり」を基本理念とします。

2 計画の目標

基本理念の実現に向けて、次の目標を掲げ、各目標の達成に向けた施策を展開します。

- 目標Ⅰ 共に過ごし、理解し合える地域をつくる
- 目標Ⅱ 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる
- 目標Ⅲ 希望に応じ社会参加できる環境をつくる

第5章

計画の体系と各施策

○体系

(基本理念)

障害の有無によらず、誰もが地域社会の一員として共生するまちづくり

(目標)

I.共に過ごし、
理解し合える地域を
つくる

II.地域で安心して
暮らせるための
支援体制をつくる

III.希望に応じ
社会参加できる
環境をつくる

(施策)

1 理解と交流の促進

2 権利擁護の推進

3 相談支援と情報
提供の充実

4 生活支援の充実

5 療育・教育の充実

6 安全・安心な生活
環境の整備促進

7 社会活動の充実

8 就労支援の充実

目標Ⅰ 共に過ごし、理解し合える地域をつくる

<目標達成に向けた取り組みの考え方>

共生社会の実現のためには、行政や企業、福祉関係者等が主体的に関わりながら、幼少期からできる限り障害の有無で分断されないような環境をつくり、障害のある人とない人、障害のある人同士などが、相互に理解を深めていくことが求められます。また、障害のある人の権利を尊重し、いかなる差別や虐待も受けることのない地域づくりを進めていく必要があります。

幼少期からの交流や対話の機会、法制度や市の取り組み等の周知、合理的配慮や虐待防止の啓発等を通じ、差別や偏見の解消を進め、取り組みを推進する上での基盤となる相互理解の促進を図ります。

施策1 理解と交流の促進

主な取り組み

(1) 啓発・広報活動の充実

- ① 障害者週間記念事業や出前講座などにおいて当事者の参画を得ながら啓発活動を行うほか、SNS等を活用した取り組みや制度の周知などを通して、正しい理解の普及を促進します。
- ② 学校教育において、おびひろ市民学等を通じた手話講座の実施や、障害に係る交流教育・体験教育などを通じ、障害の有無に関わらず、協力し、理解し合える感性を育みます。
- ③ 障害のある人の作品の展示や製品の販売を通じて、障害のある人の活動や取り組みについての理解を促進します。
- ④ 幼少期から、地域や家庭の場を通じ、障害や障害のある人への理解を深めるため、各関係機関や団体等と連携し、地域住民や保護者等への啓発を進めます。

(2) 交流の場の充実や支え合いの推進

- ① 保育所や学校、町内会や市民団体に加え、障害福祉サービス事業所や障害者団体等による、障害がある人もない人も参加する交流活動を促進します。
- ② 市民活動プラザ六中における、地域住民同士や障害のある人との交流促進のほか、支え合いの体制づくりを推進するとともに、活動状況を広く市民に共有します。
- ③ 障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する市民団体への支援を通じ、障害のある人もない人も一緒に活動する環境づくりを図ります。
- ④ 市民のボランティア活動に対する参加意識を啓発するとともに、活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ⑤ ボランティアセンターへの支援やボランティアを養成するための各種研修等を通じ、障害のある人や障害者団体などの活動・行事を支援するボランティア団体及び指導者の養成・確保を進めます。



出前講座「私たちができる障害のある人への配慮」



地域住民と障害のある人との交流拠点「市民活動プラザ六中」

施策2 権利擁護の推進

主な取り組み

(1) 差別解消の推進

- ① ヘルプマークをはじめ障害に関係する様々なシンボルマークや表示の正しい理解を通じ、誰もが必要な手助けや行動をとることができる環境づくりを進めます。
- ② 協議会において、当事者や家族の参画機会も得ながら、差別的な取扱い及び障害特性に応じた合理的配慮の事例を共有するとともに、「差別解消事例集」の周知や出前講座の機会などを活用し、差別の解消に向け取り組みます。
- ③ 民間企業における合理的配慮の提供に向けた周知啓発や、配慮に当たっての困りごとなどの相談先を周知します。

(2) 虐待防止の推進

- ① 帯広市虐待防止センターにおいて、虐待の通報等を受け付け、虐待事実の有無の確認や、被虐待者の保護・支援に加え、再発防止に向けた養護者への支援等を行います。
- ② 帯広市虐待防止センターを中心に、各関係機関が連携し、地域全体で虐待の防止、早期発見に対応することができる体制づくりに取り組みます。
- ③ 虐待防止ネットワーク会議や研修会などを通して、情報の共有や各関係機関の専門性の向上、支援体制の充実を図ります。

(3) 障害のある人の意見の反映

- ① 障害のある人やその家族、関係者などの意見を施策に反映させるため、協議会等において、定期的に協議する場を確保するとともに、各種の附属機関の委員に障害のある人の参画を進めます。
- ② 障害のある人や家族で構成する団体などとの懇談会や交流の機会を通じて、障害のある人のニーズを把握します。

(4) 意思決定の支援

- ① 意思決定が難しい人に対する成年後見制度の普及や権利擁護について、帯広市成年後見支援センター「みまもーる」などの各関係機関と連携を図りながら取り組みを進めます。
- ② 相談支援専門員や障害福祉サービス事業所等の支援担当者への研修等を実施し、意思決定に係る支援の質の向上を図ります。
- ③ 障害のある人を狙った詐欺や消費トラブルを防ぐための、相談先となる消費生活アドバイスセンター等の機関の活用について、周知を図ります。

目標II 地域で安心して暮らせるための支援体制をつくる

<目標達成に向けた取り組みの考え方>

障害のある人が、生涯を通し自分らしい暮らしを送るためには、当事者だけでなくお世話をする人が過度な負担や孤立を感じないように、ライフステージに応じた切れ目ない支援を受けられることが大切です。また、困りごとを相談しやすい環境のほか、緊急時や親亡き後も想定した支援体制など、心身ともに安全で、安心できる生活環境が求められています。

さらには、令和3年に施行した医療的ケア児等支援法に基づき、相談体制の整備や保育所・学校における看護師等の配置等、必要な措置を講ずることが求められています。

庁内関係課や関係機関との連携を強化し、医療的ケアを含む重度の障害のある人への対応や、多様化するニーズに沿った相談体制の確保、障害特性に応じた情報アクセシビリティの向上、地域生活支援拠点等を中心とした総合的な生活支援、早期発見・早期療育の視点での発達支援や教育環境の整備、バリアフリー化や防災体制の整備などを進めます。

施策3 相談支援と情報提供の充実

主な取り組み

(1) 相談支援の充実

- ① 圏域相談支援事業所を中心に、障害のある人や家族等からの日常的な悩みや困りごとなどの相談を受け付けます。
- ② 障害のある人や家族のライフステージに応じて、切れ目のない相談支援が提供されるよう、地域ケア会議の開催など各関係機関の連携体制の強化を図ります。
- ③ 解決が困難な課題や複合化した課題等を抱える家庭への支援に当たり、包括的な支援体制の構築を進めます。
- ④ 障害のある人や家族が必要とする障害福祉サービスや医療、療育などに適切につながるよう、基幹相談支援センターによる相談支援専門員等の相談支援従事者への研修の実施など、スキルアップを図ります。
- ⑤ 障害のある人や家族の悩み・相談に対し、効果的な相談やアドバイスが提供されるよう、ピアサポーターやペアレントメンターの活用を進めます。

(2) 情報提供体制の充実とアクセシビリティの向上

- ① 協議会等、各関係機関との協議や情報交換の場において、障害のある人への支援など必要な情報が分野の垣根を越えて共有される体制を継続していきます。
- ② 障害のある人や家族などが、事業所や相談先、支援制度などの必要な情報を必要な時に参照できるよう、情報ツールの充実を図ります。
- ③ 点字や文字、字幕の読み上げ、デジタル技術の活用など、障害の特性に応じた手段により情報を効果的に取得できる方法を検討します。

(3) 意思疎通の支援

- ① 聴覚に障害のある人の意思疎通支援を円滑にするため、手話や要約筆記などの人材の育成や派遣を行います。
- ② 市職員への意識啓発を行うとともに、出前講座等を通じ、筆談やわかりやすい言葉への読替え、読み仮名をつけるなど、専門的な知識がなくても障害の特性に応じた対応が可能な事例を普及し、活用の拡大を図ります。

施策4 生活支援の充実

主な取り組み

(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

- ① 障害のある人の個々の状態や生活状況、ニーズなどに応じて適切なサービスが提供されるよう、計画作成等の相談支援を実施します。
- ② 障害福祉サービス等の従事者への研修の実施等により、支援の質の向上を図ります。
- ③ 障害福祉サービス等を公平・公正かつ適切に提供することができるよう、ガイドラインやマニュアルにより、各関係事業者への指導及び情報提供を行うほか、市が指定する事業所の指導・監査を実施します。

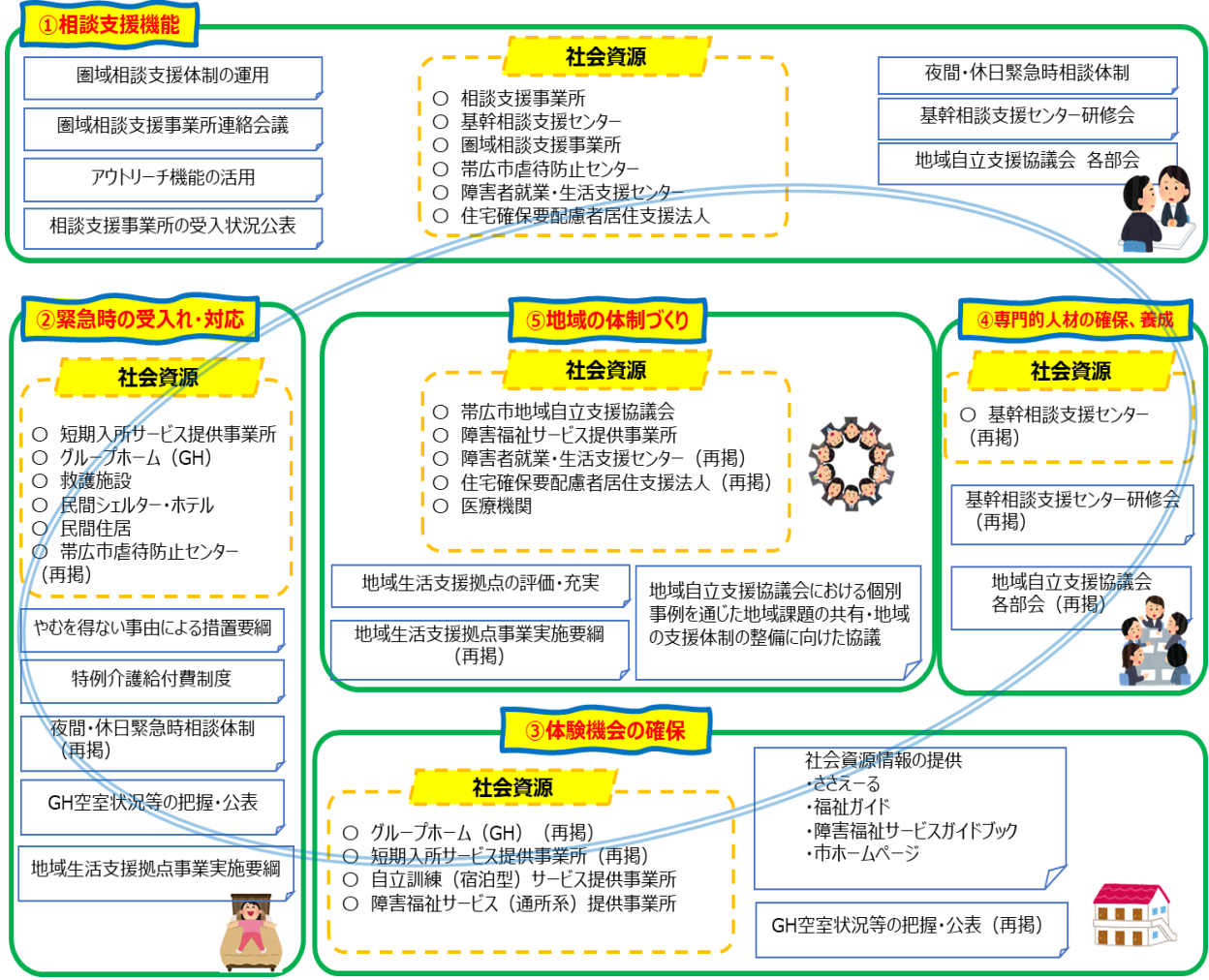
(2) 生活支援・在宅支援の充実

- ① 在宅生活を支援する家族などが入院するなど、緊急に一時的な生活支援が必要となる場面に対応するため、地域生活支援拠点等を効果的に運用し、地域において安全で安心な暮らしを確保します。
- ② 障害のある人の介護を日常的に行う家族等が一時的に休息できるよう短期入所等の事業所の確保を進めます。
- ③ 安心して暮らせる住まいの場を確保するため、グループホームなどの空き部屋状況の共有や、住宅確保要配慮者に係る関係機関との協議の場を設けます。
- ④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置します。
- ⑤ 身体障害のある人の身体機能の補完や、日常生活の便宜を図るために必要な福祉用具や各種サービス給付により、日常生活を支援します。
- ⑥ 医療的ケアの必要な人に対し、協議会において通所先への看護師の派遣や非常時の対応など必要な支援についての検討を行います。

(3) 保健・医療の充実

- ① 健康相談・健康教育、健康づくり関連イベントなどの機会を通じて、障害の原因となる疾病などの予防に関する知識の普及・啓発を図ります。
- ② 障害の原因となり得る生活習慣病などの予防・早期発見対策として、健康診査や各種検診の受診率の向上を図ります。
- ③ 市民一人ひとりが、自身はもとより、周囲の人に対し、自殺予防に対する認識を持って行動することができるよう、自殺予防の普及・啓発に取り組みます。
- ④ 地域で安心して暮らすことができるよう、救急医療の体制充実に努めます。
- ⑤ 身体障害や精神疾患のある人の自立支援や重度の心身障害者の福祉の向上・経済的負担の軽減を図るため、医療費への助成を行います。

〇帯広市における地域生活支援拠点の全体像



〇圏域相談支援体制

けんいきそうだんしえんじぎょうしょ

圏域相談支援事業所

圏域相談支援事業所は、障害のある方やそのご家族等の身近な相談窓口です。お住まいの地域を担当する圏域相談支援事業所をご確認ください。

そうだんしえんじぎょうしょ つつじ

相談支援事業所 つつじ

【広福・若葉、西帯広・関西圏域担当】

住所 帯広市西24条南3丁目70番地11
電話 0155-66-7230 FAX 0155-66-7230
メール soudan_tsutsuji@obifuku.jp

そうだんしえんじぎょうしょ ひまわり

相談支援事業所 向日葵

【川北、西圏域担当】

住所 帯広市西15条北4丁目1番地81
電話 0155-67-8352 FAX 0155-35-5029
メール s-himawari@toukeikai.or.jp

そうだんしえんせんたー けいせい

相談支援センター けいせい

【東、鉄南圏域担当】

住所 帯広市西6条南6丁目3ソネビル2階
電話 0155-25-6112 FAX 0155-20-7367
メール firenze@cameo.plala.or.jp

そうだんしえんじぎょうしょ おびひろはぢすえん

相談支援事業所 帯広はぢすえん

【南、川西・大正圏域担当】

住所 帯広市西11条南41丁目7番6号
電話 0155-47-1515 FAX 0155-47-1521
メール h-soudan@shinsyukyoukai.jp

圏域相談支援事業所にお越しの際は、事前にお電話等でご連絡をお願いします。

施策5 療育・教育の充実

主な取り組み

(1)相談支援体制の整備

- ① 障害や発達に心配のある子どもがより適切な支援を受けることができるよう、健診や相談対応などを通じ、早期発見、早期療育につなげます。
- ② 就学前後・子どもから大人への移り変わりの時期などにおいて、保育所・幼稚園、学校、福祉サービス事業所などが必要な情報を共有しながら、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。
- ③ 医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害の児童、その家族が災害時や入所・就学時などにおいて安心して生活していけるよう、協議の場を通じて必要な支援を検討し、関係機関等と連携しながら対策を講じていきます。
- ④ 障害や発達に心配のある子どもが、適切な学習環境のもとで就学できるよう、教育相談等を通じ本人・保護者の意向を尊重しながら助言を行います。
- ⑤ 希望する人が障害児相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の確保に向けた取り組みを進めます。

(2)療育施策の充実

- ① 母子保健と連携した対象児童の把握や相談支援、子どもの成長を支援機関に理解してもらう「つなぐっと」などを活用しながら、障害や発達に心配のある子どもが、出生時から必要な支援を受け成長していける環境づくりを進めます。
- ② 通所支援事業所において効果的な療育を提供していけるよう、研修の実施や支援者間の情報共有の場の設置などにより、支援の質の向上や人材の育成を図ります。
- ③ 外出が著しく困難な障害のある児童が自宅で児童発達支援サービスを受けられるよう、事業所と連携し、サービスを提供する体制を確保します。

(3)保育・教育施策の充実

- ① 特別な支援を必要とする子どもが、集団で生活する力を高められるよう、巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施します。
- ② 保育所や幼稚園、児童保育センターにおいて、特別な支援を必要とする子どもを受け入れ、集団生活の中で共に成長することができる保育や教育を進めます。
- ③ 発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、教育環境の整備を進めます。
- ④ 学校において、障害のある子どもへの理解や配慮、福祉等必要な支援につなげていけるよう、教職員等への研修の実施や福祉関係者との連携を進め、指導力や専門性の向上を図ります。

施策6 安全・安心な生活環境の整備促進

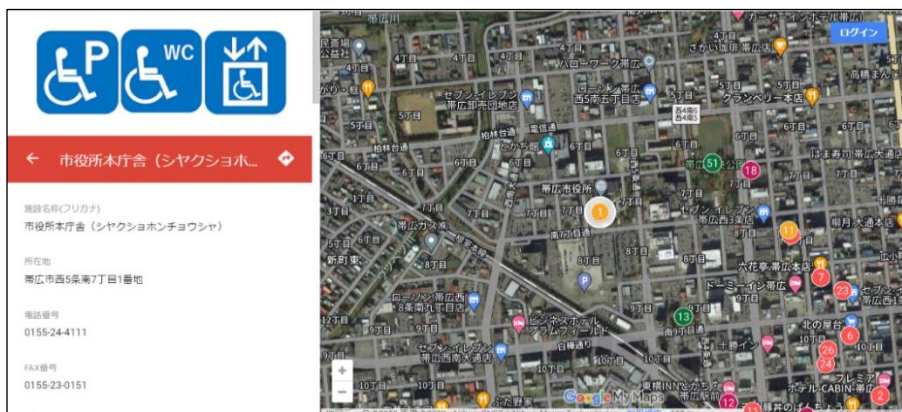
主な取り組み

(1)暮らしやすい環境への支援

- ① バリアフリーに対応した市営住宅等公共施設の整備や、市民向けの住宅の改修支援、民間企業への働きかけなどを通じ、安全に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。
- ② 障害のある人が安心して利用できるよう、各施設におけるバリアフリー対応の情報を提供します。
- ③ 障害のある人の生活に必要な視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、車いすなどへの理解を促進するとともに、必要な配慮について周知を図ります。

(2)防災体制の整備

- ① 障害のある人や家族はもとより、町内会や関係団体、福祉専門職等と協力して、発災時を見据えた緊急通報システムの周知や個別避難計画の策定、災害対応に係る啓発活動等に取り組み、災害時に支援が必要な方を地域で支えていくための体制づくりを進めます。
- ② 避難所等での障害の特性に応じた配慮を行うために、地域防災訓練等を通じ、必要な知識の普及啓発を図るほか、民間の事業所等とも連携し、福祉避難所の受入れ態勢の充実を図ります。
- ③ 事業者や各関係機関と連携を図りながら、災害時において必要となる福祉用具の普及に取り組みます。



バリアフリーマップ（帯広市ホームページより）



聴覚障害のある人も参加可能な地域防災訓練（手話通訳者を配置）

目標Ⅲ 希望に応じ社会参加できる環境をつくる

<目標達成に向けた取り組みの考え方>

障害のある人が、自らに合った趣味・学びや仕事・役割を見出し、充実した暮らしを実現するためには、就労等の経済活動や、気の合う仲間とともに興じる余暇活動等、希望に応じて自由に社会参加できる環境が求められます。

自らの選択のもと、個人の適性や能力に応じて地域社会の一員として活躍することのできる体制づくりを進めるため、活動の機会の提供や効果的な情報発信、地域活動への参加に必要な各種支援、一般就労に向けた支援や福祉就労の充実を進めます。

施策7 社会活動の充実

主な取り組み

(1) 地域活動への参加促進

- ① 障害のある人や団体などが主体的に行う活動をするために支援するほか、障害のある人に対し、地域のイベント等に関する情報を提供可能な配慮の内容も含め幅広く、わかりやすく提供するよう努めます。
- ② 障害のある人の特性に応じた活動が提供できるよう、地域活動支援センターへの支援や広域利用に係る情報提供等を通じ、日中活動の場を確保します。
- ③ 地域生活・社会活動に必要な身体機能の向上に係るトレーニング事業を実施します。
- ④ 子育て、高齢者支援サークルやボランティア団体などとの交流を図り、障害のある人の活動の場や活動の機会の拡充を図ります。
- ⑤ 障害のある人の団体やグループ活動への支援・活動の周知のほか、障害のある人が役割を持って参加できる機会を創出します。
- ⑥ 外出が困難な人への移動の支援などにより、行動範囲の拡大につなげ、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ります。

(2) 生涯学習活動の促進

- ① 生涯学習活動の促進のため、各種講座等の情報発信のほか、障害者生活支援センターにおいて書道・陶芸・卓球などの活動機会を創出します。
- ② 障害のあるなしにかかわらず誰でも参加することのできるスポーツなどの普及を促進します。
- ③ 市民の交流促進につながる文化芸術活動への支援を行います。



レーザークラフト体験講座（障害者生活支援センター）



フードバレーとかちマラソン 車いす部門

施策8 就労支援の充実

主な取り組み

(1)雇用の促進

- ① ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携して一般就労に向けた情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
- ② 多様な働き場を確保するため、各関係機関と連携し、障害者雇用に係る課題の把握や解決を図るための支援を行い、就労に向けた環境づくりを進めます。
- ③ 障害のある人が、企業等に就職後、差別的な取扱いを受けないよう、また、職場に適応し定着することができるよう、企業等に対する正しい理解の普及を促進します。
- ④ 協議会を通し、就労支援事業所において就労・雇用定着に向けた研修会等を実施し、支援のスキルアップを図ります。

(2)福祉的就労支援の充実

- ① 障害のある人の福祉的就労について、協議会内に課題解決に向けた議論の場や研修の機会を設け、各事業所における工賃の向上、支援の質の向上に努めます。
- ② 障害者優先調達推進法に基づき、庁内はもとより、市民や企業においても、就労施設等からの物品等の調達促進に努めます。
- ③ 福祉のひろばなどを活用し、障害のある人の製品の展示・販売を通じて、工賃の向上や事業所等の認知度の向上、理解の促進につなげます。



市役所職場体験実習



事業所・企業向けの就労支援に係る研修

第6章

サービス等の実施状況と見込量

第六期帯広市障害福祉計画で定めたサービス等の見込量について、これまでの実績を踏まえ、評価を行います。また、計画期間（令和6年度～令和11年度）に必要なとなるサービス等の1か月あたりの見込量を設定します。

1 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 訪問系サービス

※各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。()内の数値は18歳未満の内数。

サービス名			第五期計画			第六期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護	見込	時間	5,133	5,390	5,664	4,161	4,200	4,227
		人	319 (13)	335 (13)	352 (13)	314 (10)	317 (10)	319 (10)
	実績	時間	4,554	4,188	4,559	4,131	4,121	3,918
		人	311 (7)	311 (4)	309 (4)	300 (5)	291 (1)	290 (1)
重度訪問介護	見込	時間	2,534	2,644	2,754	4,158	4,548	4,808
		人	23	24	25	32	35	37
	実績	時間	3,846	3,419	4,158	4,797	5,399	6,334
		人	32	27	30	31	33	32
同行援護	見込	時間	312	325	338	303	303	303
		人	24	25	26	26	26	26
	実績	時間	282	275	247	240	204	204
		人	27	25	19	18	15	16
行動援護	見込	時間	888	958	1,028	761	811	844
		人	38 (13)	41 (13)	44 (13)	46 (13)	49 (13)	51 (13)
	実績	時間	841	727	472	453	529	484
		人	47 (16)	43 (12)	41 (13)	38 (13)	36 (8)	35 (7)
重度障害者等包括支援	見込	時間	780	780	780	780	780	780
		人	3	3	3	3	3	3
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0

居宅介護は、重度の障害のある人が利用できる生活介護の充実により、通所によるサービス利用が増えているほか、共同生活援助（グループホーム）の利用人数も増えていることから、利用人数及び利用時間数はともに見込量を下回っています。

重度訪問介護は、重度の障害のある人の在宅でのサービス利用のニーズが高く、利用人数は見込量を下回ったものの、同時に二人のヘルパーによる介護が必要な人もいることなどから、利用時間数は見込量を上回っています。

重度障害者等包括支援は、サービス提供の体制が確保されていない*ため、実績がありません。

*全国的に実績のある事業所は10件程度であり、令和5年9月末現在の道内指定事業所は1件のみ。

(2) 日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所)

※各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。()内の数値は18歳未満の内数。

サービス名			第五期計画			第六期計画			
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	
生活介護	見込	日	10,466	10,887	11,328	10,048	10,142	10,254	
		人	522	543	565	537	542	548	
	実績	日	9,829	9,872	10,677	10,717	10,889	10,527	
		人	521	520	547	561	558	561	
自立訓練 (機能訓練)	見込	日	20	20	20	20	20	20	
		人	1	1	1	1	1	1	
	実績	日	0	0	2	1	0	5	
		人	0	0	1	1	0	1	
自立訓練 (生活訓練)	見込	日	219	285	296	216	234	270	
		人	20	26	27	12	13	15	
	実績	日	54	145	179	132	120	139	
		人	5	10	11	10	8	9	
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型	見込	日	55	55	55	62	62	62	
		人	2	2	2	2	2	2	
	実績	日	0	31	62	58	62	80	
		人	0	1	2	3	2	3	
療養介護	見込	人	43	43	43	43	43	43	
	実績	人	44	42	42	43	45	45	
短期入所 (福祉型)	見込	日	355	375	395	218	250	286	
		人		53	56	59	42	48	55
				—	—	—	(12)	(14)	(16)
	実績	日	284	196	220	284	196	256	
		人		55	39	37	55	39	51
				—	—	—	(11)	(15)	(23)
短期入所 (医療型)	見込	日	40	47	53	20	24	28	
		人		6	7	8	5	6	7
				—	—	—	(3)	(4)	(5)
	実績	日	28	0	0	0	0	0	
		人		7	0	0	0	0	0
				—	—	—	(0)	(0)	(0)

生活介護は、比較的重い障害のある人も利用することができる活動の場として、多くの需要があることで事業所数が増加し、サービスの提供体制が充実してきていることから、利用人数及び利用日数はともに見込量を上回っています。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、生活介護等、他の日中活動系サービスを利用する人が増えているため、利用人数及び利用日数はともに見込量を下回っています。一方、自立訓練（宿泊型）は、地域移行に向けてサービス利用のニーズがあり、利用人数及び利用日数はともに見込量を上回っています。

短期入所は、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、見込量を下回っています。

(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援)

※各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。

サービス名			第五期計画			第六期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	見込	日	1,363	1,382	1,492	630	684	756
		人	74	75	81	35	38	42
	実績	日	615	530	733	864	921	814
		人	34	32	40	54	55	49
就労継続支援 (A型)	見込	日	2,769	2,845	2,939	2,739	2,935	3,130
		人	147	151	156	140	150	160
	実績	日	2,712	2,572	2,536	3,034	3,411	3,357
		人	142	133	128	164	177	178
就労継続支援 (B型)	見込	日	9,959	11,062	12,282	10,657	11,065	11,473
		人	596	662	735	679	705	731
	実績	日	10,198	10,323	11,722	11,446	11,779	11,165
		人	631	661	678	689	700	691
就労定着支援	見込	人	17	19	22	15	20	25
	実績	人	8	4	14	14	10	11

就労移行支援については、一般就労に向けてサービス利用のニーズが高く、利用人数及び利用日数はともに見込量を上回っています。

就労継続支援は、多くの需要があることで事業所数が増加し、サービスの提供体制が充実してきており、A型は、利用人数及び利用日数をともに見込量を上回っています。一方、B型は、A型が見込量を大きく上回ったため、利用人数及び利用日数はともに見込量を下回っています。

就労定着支援は、サービスの提供が2事業所のみであり、利用人数は見込量を下回っています。

(3) 居住系サービス

※各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。

サービス名			第五期計画			第六期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	見込	人	5	5	5	20	20	20
	実績	人	0	17	15	21	19	19
共同生活援助	見込	人	314	320	326	406	427	449
	実績	人	352	379	398	423	439	446
施設入所支援	見込	人	283	281	279	273	269	265
	実績	人	280	277	271	274	278	279

平成30年度より提供開始となった自立生活援助は、サービスの提供が2事業所のみであり、利用人数は見込量を下回っています。

共同生活援助は、地域生活における居住の場として多くの需要があることを背景に、事業所数も利用人数も増え続けています。

施設入所支援は、平成30年度に重度の障害がある人に常時の支援を行う「日中サービス支援型グループホーム」が創設され、重度の障害があっても地域で安心して暮らしていくことができる体制が整備されてきていますが、施設入所支援を希望する人も多く、利用人数は見込量を上回っています。

(4) 相談支援

※各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。

サービス名			第五期計画			第六期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	見込	人	1,474	1,559	1,642	1,764	1,817	1,870
	実績	人	1,645	1,731	1,780	1,840	1,836	1,827
地域移行支援	見込	人	5	5	5	5	5	5
	実績	人	3	1	0	0	1	0
地域定着支援	見込	人	6	6	6	6	6	6
	実績	人	5	5	7	7	4	3

計画相談支援は、相談支援専門員によるソーシャルワークの利用ニーズが高く、利用実績は見込量を上回っています。

地域移行支援は、必要な時にサービスを提供する体制は整っていますが、近年はほぼ利用実績がありません。

地域定着支援についても、必要な時にサービスを提供する体制は整っていますが、見込量を下回っています。

2 障害児通所支援の実施状況

(1) 障害児通所支援

※各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。

サービス名			第五期計画			第六期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	見込	日	2,364	2,414	2,464	2,636	2,837	3,057
		人	358	364	370	449	488	530
	実績	日	2,543	2,269	2,372	3,331	3,251	3,062
		人	433	428	412	567	590	515
放課後等デイサービス	見込	日	2,228	2,451	2,673	3,812	4,113	4,438
		人	381	410	439	596	641	690
	実績	日	2,943	2,706	3,533	4,884	5,302	6,236
		人	455	459	554	762	806	885
保育所等訪問支援	見込	日	20	24	26	9	9	9
		人	10	12	14	5	5	5
	実績	日	7	0	1	0	3	0
		人	4	0	1	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	見込	日	—	4	6	20	20	20
		人	—	2	3	2	2	2
	実績	日	—	0	0	0	0	0
		人	—	0	0	0	0	0

児童発達支援と放課後等デイサービスは、サービスを提供する事業所が増加したほか、早期療育への保護者の理解等が進み、利用日数・利用人数ともに見込量を上回りました。

保育所等訪問支援は、サービスを提供する事業者が減少したことなどにより、利用日数・利用人数ともに見込量を下回りました。

居宅訪問型児童発達支援は、サービス提供体制は確保されているものの、利用日数・利用人数ともに見込量を下回りました。

(2) 障害児相談支援

※各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。

サービス名			第五期計画			第六期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	見込	人	398	434	470	414	437	462
	実績	人	402	419	392	428	427	427

障害児相談支援の実績は、保護者へ相談支援の意義や事業所の周知等行っているものの、セルフプランを選択する人が多く、見込量を下回りました。

3 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、制度や個別給付のみでは対応できないサービスなどについて、地域の実情や利用者の状況に応じて実施しています。

(1) 必須事業

(相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、専任通訳者の配置、通訳者派遣、日常生活用具給付等事業)

※(件/月)、(時間/月、人/月)、(人/月)とあるのは各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。

サービス名				第五期計画			第六期計画						
				H30	R1	R2	R3	R4	R5				
相談支援事業	見込	件/月	1,750	1,800	1,850	1,750	1,800	1,850					
	実績	件/月	1,677	1,703	1,720	1,757	1,866	2,027					
相談支援事業	見込	箇所	14	14	14	16	17	18					
	実績	箇所	15	16	16	15	15	14					
成年後見制度利用支援事業	見込	人/年	2	2	2	3	4	5					
	実績	人/年	2	5	3	8	11	3					
専任通訳者の配置	見込	人/年	2	2	2	2	2	2					
	実績	人/年	2	2	2	2	2	2					
通訳者派遣	見込	人/年	720	792	888	800	800	800					
	実績	人/年	790	730	790	726	759	792					
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	見込	928 (全体の 見込)	934 (全体の 見込)	939 (全体の 見込)								
		実績											
	自立生活支援用具	見込											
		実績											
	在宅療養等支援用具	見込											
		実績											
	情報・意思疎通支援用具	見込											
		実績											
	排泄管理支援用具	見込				919 (全体の 実績)	933 (全体の 実績)	948 (全体の 実績)					
		実績											
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	見込											
		実績											

障害のある人が地域で生活するために必要な相談支援について、相談件数、実施箇所ともに堅調に推移しています。

(手話奉仕員養成研修事業、要約筆記奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業)

※(件/月)、(時間/月,人/月)、(人/月)とあるのは各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。()内の数値は18歳未満の内数。

サービス名			第五期計画			第六期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	見込	人/年	60	60	60	20	20	20
	実績	人/年	25	37	0	10	16	38
要約筆記奉仕員養成研修事業	見込	人/年	20	20	20	10	10	10
	実績	人/年	8	5	0	0	3	12
移動支援事業	見込	時間/月	446	466	488	389	396	403
		人/月	66	68	71	57	58	59
			—	—	—	(21)	(21)	(21)
	実績	時間/月	381	166	227	276	230	263
		人/月	60	28	39	42	40	43
			(18)	(4)	(13)	(19)	(14)	(13)
地域活動支援センター事業	見込	人/月	296	310	324	397	410	420
		箇所	9	9	9	9	9	9
	実績	人/月	263	219	292	222	211	203
		箇所	9	9	9	9	9	9

手話奉仕員養成研修事業、要約筆記奉仕員養成研修事業は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から実績がありませんが、令和3年度より増加傾向にあります。

移動支援事業、地域活動支援センター事業も同様に新型コロナウイルス感染症の影響から、実績は見込量を下回っています。

(2)任意事業

※(件/月)、(時間/月、人/月)、(人/月)とあるのは各年度3月の実績数値。令和5年度実績数値は見込み。()内の数値は18歳未満の内数。

サービス名			第五期			第六期		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
日中一時支援	見込	日/月	5,548	5,556	5,564	5,026	5,051	5,076
		人/月	421	433	445	453	455	457
			—	—	—	(349)	(349)	(349)
	実績	日/月	5,358	3,758	5,001	3,997	4,163	3,927
		人/月	446	379	450	389	382	397
			(351)	(287)	(317)	(300)	(286)	(299)
訪問入浴サービス	見込	日/月	157	180	207	163	169	176
		人/月	20	22	24	24	25	26
			—	—	—	(4)	(4)	(4)
	実績	日/月	135	146	149	123	134	147
		人/月	19	20	22	21	19	22
			(4)	(3)	(3)	(2)	(1)	(1)

日中一時支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、見込量を下回っていますが、障害のある本人だけではなく、障害のある人の家族の就労や介護をしている家族の一時的な休息などのニーズがあります。

訪問入浴サービスは、見込量を下回っていますが、重度の障害のある人が在宅で生活するために必要なサービスとして利用が微増しています。

4 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。()内の数値は18歳未満の内数。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11
居宅介護	時間	4,047	4,175	4,304	4,432	4,561	4,689
	人	300 (7)	309 (7)	319 (7)	328 (7)	338 (7)	347 (7)
重度訪問介護	時間	6,824	7,315	7,805	8,295	8,785	9,276
	人	33	33	34	35	35	36
同行援護	時間	212	219	227	235	242	242
	人	17	17	18	18	19	19
行動援護	時間	538	593	647	701	756	810
	人	39 (13)	43 (13)	47 (13)	51 (13)	55 (13)	59 (13)
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。 () 内の数値は18歳未満の内数。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活介護	日	10,621	10,696	10,790	10,884	10,959	11,053
	人	566	570	575	580	584	589
自立訓練 (機能訓練)	日	5	5	5	5	5	5
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	日	139	139	139	139	139	139
	人	9	9	9	9	9	9
精神障害者利用分 (内数)	日	77	77	77	77	77	77
	人	5	5	5	5	5	5
自立訓練 (生活訓練)	日	80	107	107	107	133	133
	人	3	4	4	4	5	5
療養介護	人	45	46	46	46	46	47
短期入所 (福祉型)	日	276	296	316	336	356	376
	人	55 (17)	59 (18)	63 (19)	67 (19)	71 (19)	75 (19)
短期入所 (医療型)	日	28	28	28	28	28	28
	人	7 (3)	7 (3)	7 (3)	7 (3)	7 (3)	7 (3)
就労選択支援	日	0	49	112	112	112	112
	人	0	7	16	16	16	16
就労移行支援	日	864	914	963	1,013	1,063	1,113
	人	52	55	58	61	64	67
就労継続支援 (A型)	日	3,506	3,638	3,789	3,921	4,072	4,222
	人	186	193	201	208	216	224
就労継続支援 (B型)	日	11,337	11,515	11,709	11,886	12,064	12,242
	人	702	713	725	736	747	758
就労定着支援	人	12	14	15	17	18	19

(3) 居住系サービス

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11
自立生活援助	人	20	22	23	24	26	27
精神障害者利用分(内数)	人	14	16	17	17	19	19
共同生活援助	人	462	478	494	510	526	542
日中サービス支援型(内数)	人	34	35	37	39	40	42
精神障害者利用分(内数)	人	259	268	277	286	295	304
施設入所支援	人	279	278	278	278	278	277

(4) 相談支援

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画相談支援	人	1,821	1,814	1,808	1,801	1,795	1,789
地域移行支援	人	3	5	7	9	11	13
精神障害者利用分（内数）	人	2	3	5	6	7	9
地域定着支援	人	14	28	42	56	70	84
精神障害者利用分（内数）	人	8	17	25	34	42	50

5 障害児通所支援の見込量

(1) 障害児通所支援

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援	日	3,082	3,111	3,140	3,140	3,140	3,140
	人	541	556	571	571	571	571
放課後等デイサービス	日	6,686	7,450	8,302	8,302	8,302	8,302
	人	975	1,063	1,159	1,159	1,159	1,159
保育所等訪問支援	日	9	9	9	9	9	9
	人	5	5	5	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	日	20	20	20	20	20	20
	人	2	2	2	2	2	2

(2) 障害児相談支援

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害児相談支援	人	476	508	543	543	543	543

6 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。()内の数値は18歳未満の内数。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
	相談支援事業	件/月	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250
	成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3	3	3	3
	専任通訳者の配置	人/年	2	2	2	2	2	2
	通訳者派遣	人/年	800	800	800	800	800	800
給付等 事業 用具	介護・訓練支援用具	件/年	15	15	15	15	15	15
	自立生活支援用具	件/年	40	40	40	40	40	40
	在宅療養等支援用具	件/年	83	83	83	83	83	83
	情報・意思疎通支援用具	件/年	29	29	29	29	29	29
	排泄管理支援用具	件/年	844	844	844	844	844	844
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件/年	4	4	4	4	4	4
	手話奉仕員養成研修事業	人/年	40	40	40	40	40	40
	要約筆記奉仕員養成研修事業	人/年	10	10	10	10	10	10
	移動支援事業	時間/月	297	337	376	403	403	403
		人/月 (18)	63 (18)	69 (18)	75 (18)	79 (18)	79 (18)	79 (18)
	地域活動支援センター事業	人/月	335	335	335	335	335	335
		箇所	9	9	9	9	9	9

(2) 任意事業

※各年度は1ヵ月あたりの見込量。()内の数値は18歳未満の内数。

サービス名		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
	日中一時支援	日/月	4,160	4,192	4,212	4,244	4,275	4,296
	人/月 (330)	400 (330)	403 (330)	405 (330)	408 (330)	411 (330)	413 (330)	
	訪問入浴サービス	日/月	146	146	152	152	152	159
	人/月 (4)	22 (4)	22 (4)	23 (4)	23 (4)	23 (4)	24 (4)	

7 障害福祉サービス等の確保のための方策

(1) サービス提供基盤の整備

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、当事者団体や協議会と連携しながら、地域で生活する障害のある人の状況の把握に努めるとともに、北海道及び関係機関と連携し支援に関わる人材の確保やサービスの質の向上など、地域に必要とされるサービス提供の基盤整備に取り組みます。

(2) サービス事業所への情報提供

障害のある人のニーズにあったサービスを確保していくことができるよう、障害福祉サービス事業所に対し、本計画の進捗状況やサービス申請及び支給決定状況などの情報を提供し、各事業所との情報の共有化を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。

第七章

計画の推進体制

1 推進体制

庁内の各部署はもとより、協議会をはじめ、障害福祉サービス事業者等の関係機関、障害のある人や家族を含む関係団体に加え、地域住民や民間企業など、幅広い主体と連携しながら、取り組みを推進していきます。

2 進捗管理

計画の効果的な推進を図るため、目標ごとに指標を設け、PDCA サイクルの考えに基づき、定期的に取り組みの効果や進捗状況等の分析・評価を行い、帯広市健康生活支援審議会及び協議会に報告します。

また、障害のある人のニーズや社会・経済の情勢、国の基本指針や制度の改正などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 成果指標

目標	指標名	指標設定の考え方	基準値 (R4)	目標値 (R11)
I	障害者週間記念事業への参加者数	市の啓発活動の広がりや交流活動への参加量を測る指標	211人	211人
I	出前講座の実施回数	市の啓発活動の広がりを測る指標	40回	47回
I	協議会における当事者・家族の参画回数	障害のある人・家族が意見を発言しやすい環境づくりができていないかを測る指標	1回	5回
II	施設入所者の地域生活移行者数	地域生活支援拠点の面的整備の進捗を測る指標	2人	累計18人
II	地域生活支援拠点の相談支援事業所と短期入所事業所の登録率	地域生活支援拠点の面的整備の進捗を測る指標	未実施	100%
II	地域生活支援拠点におけるコーディネーターの配置	地域生活支援拠点の面的整備の進捗を測る指標	未配置	配置
II	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施件数	相談支援専門員の支援の質の向上を測る指標	未実施	累計12件

Ⅱ	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを協議する場の設置	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備の進捗を測る指標	未設置	設置
Ⅱ	医療的ケア児等コーディネーターの継続的配置	市の相談窓口における医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害の児童、その家族が相談できる体制を測る指標	配置	配置
Ⅱ	居宅訪問型児童発達支援事業所の維持	外出が著しく困難な障害のある児童が自宅で児童発達支援サービスが受けられる体制を測る指標	1箇所	1箇所
Ⅱ	教員の帯広市地域自立支援協議会への参加者数	福祉と教育の連携体制の整備を測る指標	未実施	累計 39人
Ⅲ	障害者雇用率を達成した市内企業の割合	障害者の自立や社会参加、市内企業の障害者雇用への理解促進を測る指標	49.6%	56.6%
Ⅲ	就労移行支援事業等から一般就労への移行	障害者の自立や社会参加、福祉就労事業所の支援の質の向上を測る指標	16件	30件
Ⅲ	就労事業所や一般企業を対象とした研修の実施回数	就労支援事業所の支援の質の向上や市内企業の障害者雇用への理解促進を測る指標	49回	49回
Ⅲ	市内地域活動支援センターの利用者数	障害者の社会参加の進捗を測る指標	2,531人	5,334人

資料編

1 市民アンケートの結果

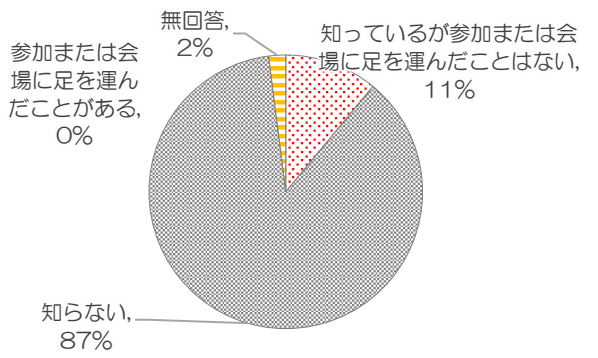
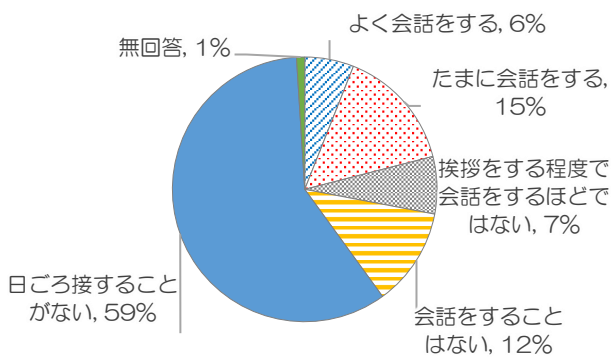
市民の意見等を計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

＜調査概要＞			
調査期間：令和4年11月28日～令和5年1月6日		回答結果：536人	30.6%
対象者：① 帯広市に居住する市民	250人	① 85人	34.0%
② 帯広市に居住する障害のある人・児童	750人	② 299人	39.9%
③ お世話をしている人 ※②に同封	750人	③ 152人	20.3%

①帯広市に居住する市民（障害のない人）

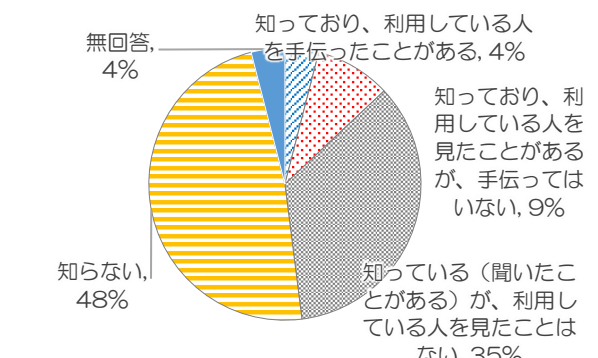
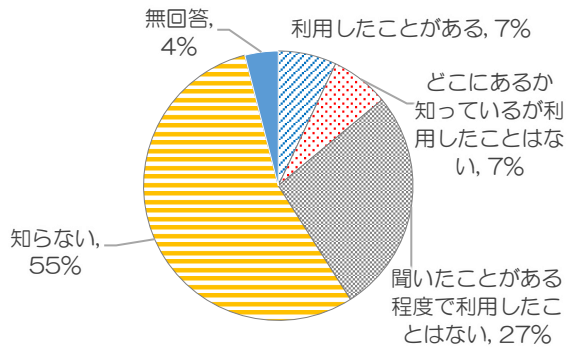
Q1. 日頃障害のある人と会話をすることはありますか？

Q2. 障害者週間記念事業をご存じですか？

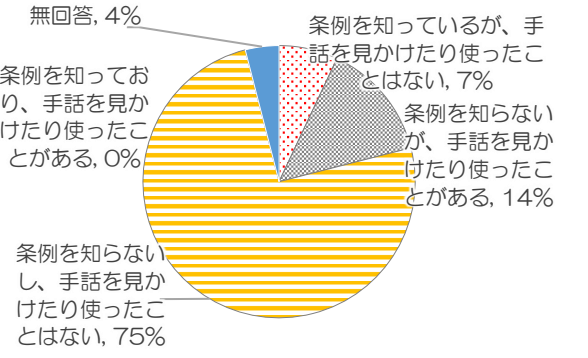


Q3. 福祉のひろばをご存じですか？

Q4. ヘルプマーク、ヘルプカードをご存じですが？

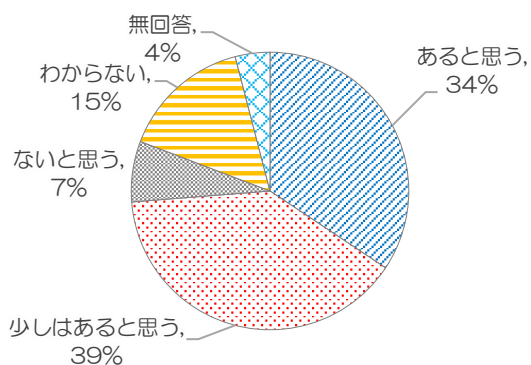


Q5. 帯広市手話言語条例をご存じですか？

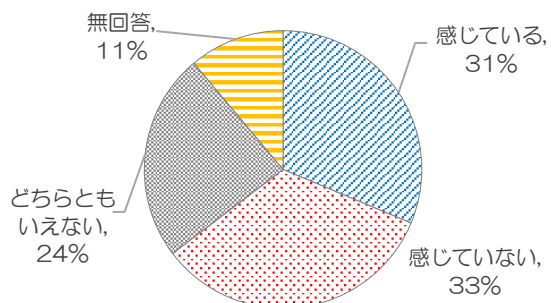


②帯広市に居住する障害のある人（児童含む）

Q6. 障害者への差別や偏見を感じることはありますか？

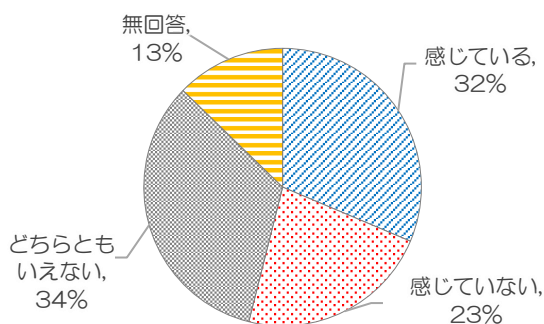


Q7. 帯広市において、物理的な障壁はありますか？



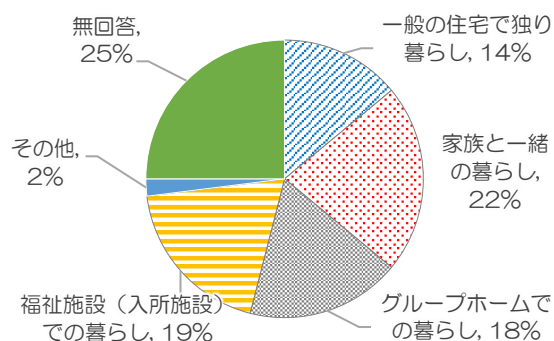
※物理的な障壁：主に移動面で困難をもたらす障壁のこと（建築物の段差、道幅の狭さ、バリアフリーイトイレがない、など）

Q8. 帯広市において、意識上の障壁はありますか？

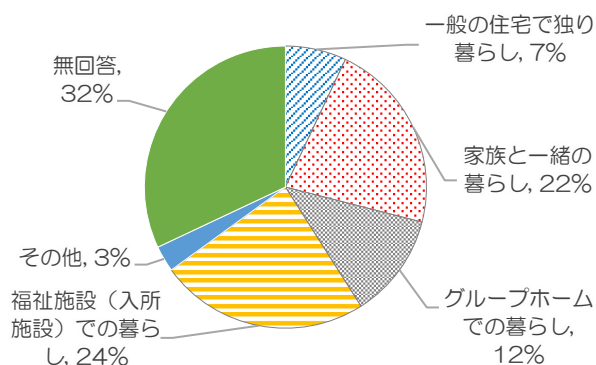


※意識上の障壁：社会の中にある障害などに対する心の壁のこと（偏見や差別的な見方、過剰な気遣い、「障害者のくせに」という態度や言葉、など）

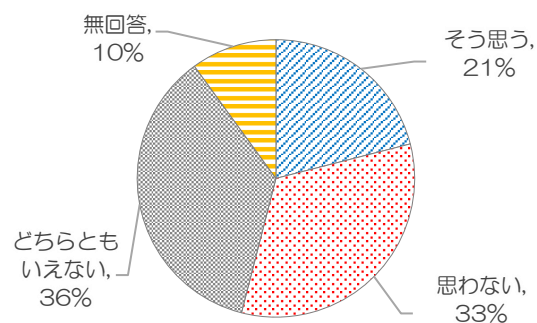
Q9-1. 今後どのように暮らしたいと思いますか？



Q9-2. 今後どのように暮らしたいと思いますか？（障害種別が重複する人のみ）



Q10. 身の回りの用事や家事を手伝ってくれるサービスを受けられ、一人暮らしになっても不安を感じない環境が整っていると思いますか？



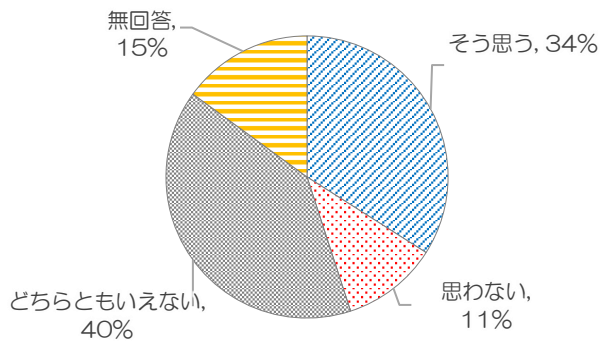
Q11. あなたが地域で生活していく上で、どのような相談体制が必要ですか？（複数回答可）

上位3つ		
1	障害の特性を理解した専門の相談員に相談できること	41%
2	継続的に相談に応じてくれる人がいること	36%
3	地域の身近なところで相談することができること	33%
3	1 か所で用件を済ませることができる窓口があること	33%

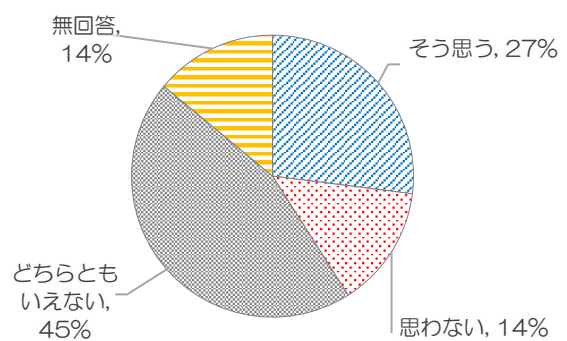
Q12. もし災害が発生した場合、困ると思うことはなんですか？（複数回答可）

上位3つ		
1	避難場所の設備等（トイレ等）や生活環境が不安	54%
2	避難場所などでコミュニケーションがとれない	42%
3	人の多い場所が苦手な避難所などで生活できない	40%

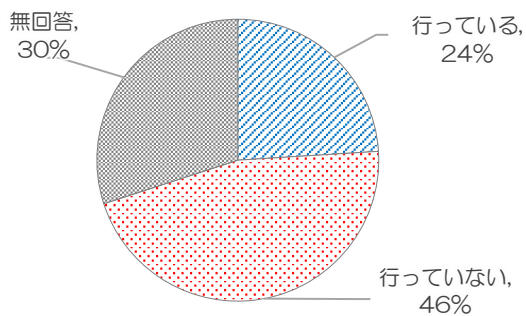
Q13. 障害のある児童も地域の学校や保育所等に通える環境が整っていると思いますか？



Q14. 障害や疾病に配慮した教育が受けられる環境が整っていると思いますか？



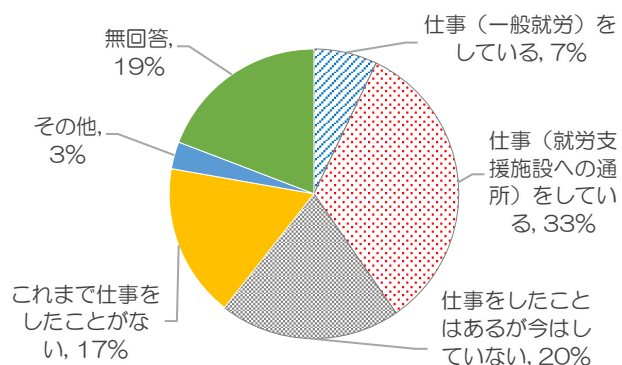
Q15. あなたは文化芸術活動、スポーツ、余暇活動などの活動を行っていますか？



Q16. 活動する上での課題・問題点はありますか？（複数回答可）

上位3つ		
1	身近にできる場所や環境がない	18%
2	お金がかかる	18%
3	情報が不足している	15%
4	移動手段がない	15%

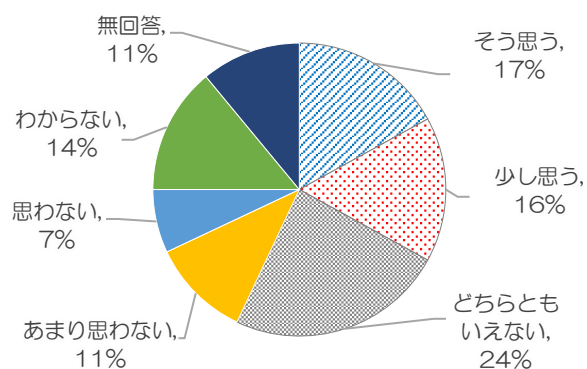
Q17. あなたは仕事をしていますか？



Q18. 仕事を始める、または続けるために必要なことはなんですか？（複数回答可）

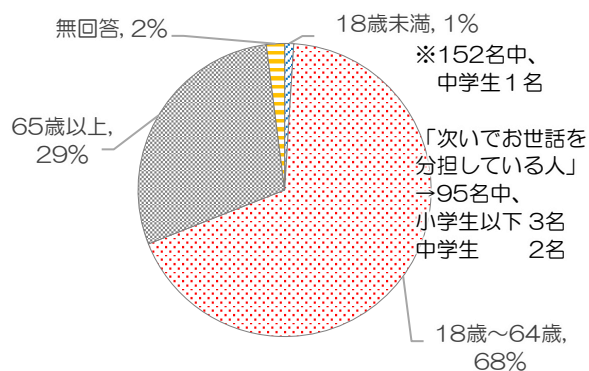
上位3つ		
1	自分に合った仕事や働く場を見つけられる	36%
2	上司や同僚の理解・支援	26%
3	勤務時間や業務量を調整できる	25%

Q19. 障害のある人もない人も住みやすいまちだと思いますか？

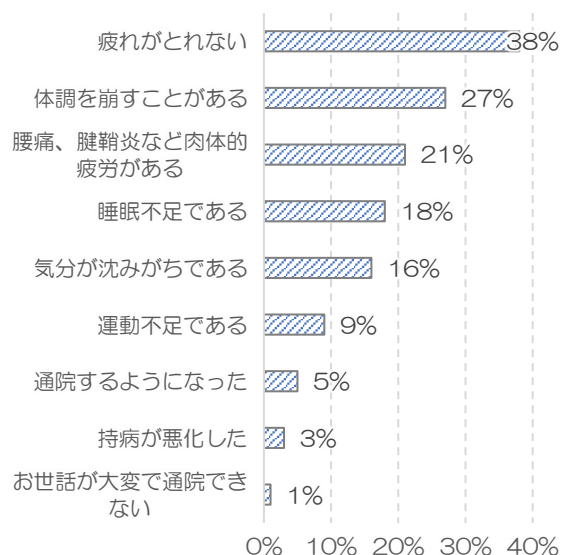


③お世話をしている人（ケアラー）

Q20. あなた（お世話をしている人）の年齢は？

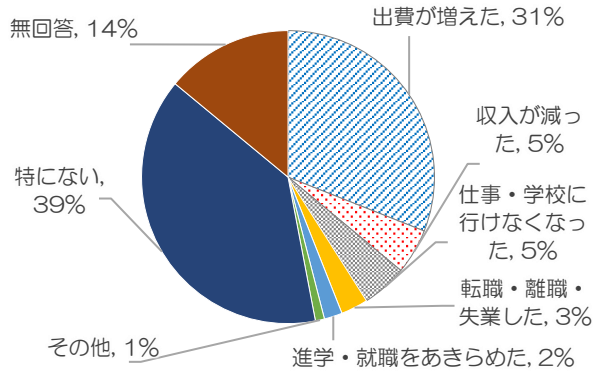


Q21. お世話をすることで、あなたの健康状態にどのような変化がありますか？（複数回答可）



Q22. お世話をすることで、あなたの生活にどのような変化がありますか？

Q23. お世話で困ったことや、悩んでいることはありますか？（複数回答可）



上位3つ		
1	自分の心と体の健康	47%
2	お世話が必要な人自身の将来	45%
3	自分の代わりにお世話をしてくれる人がいない	31%

2 住民意見の聴取

市民の皆さんの日頃の困りごとや市の取り組み等について、本人及び家族、支援者のほか、幅広い層からの意見を計画に反映させるため、市民意見交換会や、当事者団体・学生のサークルなどにヒアリングを行ったほか、協議会の枠組みを活かし、支援者を対象としたグループワークを行いました。

団体NO.	区分	名称	実施日	対象	人数
①	市民	市民意見交換会	令和5年5月23日	市民	20名
			令和5年5月24日		24名
②	団体	帯広肢体不自由児こまどり父母の会	令和5年7月15日	肢体不自由児者と親等	9名
③		一般社団法人帯広身体障害者福祉協会	令和5年8月3日	身体障害者や事務局関係者	5名
④		北海道帯広養護学校PTA役員	令和5年8月4日	障害児の親	5名
⑤		CAN-PASS	令和5年8月8日	市内高校生	7名
⑥		NPO法人帯広市手をつなぐ育成会	令和5年8月22日	知的障害者・保護者や支援員	20名
⑦		LANDサークル	令和5年8月28日	市内大学生	6名
⑧		支援者	帯広市地域自立支援協議会地域生活支援会議	令和5年6月22日	相談支援専門員や事業所支援員等

ご意見は、以下のとおり、「理解促進に関すること」「支援体制に関すること」「社会参加に関すること」の3つに分類して整理しています。

(1) 理解促進に関すること

	意見	団体 NO.
普及啓発・ 理解促進	日常的に障害のある方と接する機会がある人はそう多くない。	①
	障害者を市内で見かけた記憶がない。	⑦
	理解し合えないのは圧倒的に「知らない」「身近じゃない」ことが要因。	⑧
	個人がどうこうではなく、企業側が共生社会をつくるための取り組みを進めることが大切。	①
	東京のバス・JRではヘルプマークをよく見かける。座れるなら座る、優先すべき人には優先する、という気持ちが醸成され、共生社会を感じた。	⑦
	気軽に障害のある人に声を掛けられるようになればいい、ヘルプマークも有効。	⑧
	お店によって、障害者にとっては、段差や店内音楽の大きさなど利用しにくいところがある。だれでも来れる、という配慮があればと思う。	⑦
	病院ごとに障害児の受入れに対する理解の差がバラバラ。受診するだけでもそれなりに苦労することが多い。	④
	飲食店における盲導犬の入店拒否などの事例はまだある。障害者差別解消法が施行され時間も経つが、まだまだ配慮が進んでない。	③
	障害により、できること・できないことの差が激しい。「できること」に目を向けてほしい。	⑤
	実際に障害者になって、これまでの価値観が大きく変わった。どれだけ理解した気になっても、当事者にならないと本当の意味では理解できないと感じている。	③
	健常者の親から、誤った認識で、同情されたり、子どもを遠ざけられたりすることがある。肢体不自由児が注目されないことが問題。	②
	コンビニやスーパー、学校と連携して行政が発信する場を増やす（当事者と気づいてない人に届くよう）。	⑧
	福祉のひろばなどの情報が日常生活で入ってこない。	⑤
	障害の有無を“目に見える”だけで判断されてしまうのは辛い。	①
	障害のイメージは視覚・聴覚など見た目で分かるものしかなかった。小さい時から見た目で分かりづらい障害の知識に触れる機会があればよい。	⑤
	知的障害や情緒の障害はわかりづらいので、助けてもらいづらい。ヘルプマークがあっても、接し方がわからないのではないかと思う。	⑥
	保育士・幼稚園教諭への障害についての教育研修。	⑧
	障害のある子との関わり方がわからず、不登校になってしまう。関わり方の指導を当事者の親などからしてもらえる機会があればよい。	⑤
	企業側の理解が欲しい。	⑧
社会人への啓蒙は骨が折れる作業。若い時分の教育から障害への理解を深められるような情報提供を行うことが重要。	①	

	教育の中に障害のある人への配慮が含まれていなかった 50～60 代が、20～30 代に共生社会を踏まえた教育をすることは大変難しい。	①
	出前講座の充実（認知度が低い、コミセンや町内会で行い交流の場に、少人数でも実施）。	⑧
教育	学校で行う車いす体験や介助の講義で、車いすに乗っている状態で複数人で持ち上げる、3～4時間車いすに座り続ける、段差・坂を体験するなど、実際にある障壁を感じる講義にしないと意味がない。	②
	車いす体験を各学校共通プログラムとして実施してはどうか。	②
	精神障害の増加は社会に出て傷つく人が増えていることの現れであり、健常者でも障害者になりえる。子どもに対し、出前講座などを通じた教育により、「いずれ当事者になるかもしれない」という想像力を養ってあげてほしい。	④
	教育の中では、ヘルプマークの言葉の意味は学べるが、そこまでしか学べない。もっと障害者理解に関して深掘りした教育があればよい。	⑤
	障害に関する教育は教科書の隅に載っている程度しか学べない。義務教育の段階で支援学校と一般の学校で何かを作り上げるイベントがあればよい。	⑤
	実学ベースで学べる教育体制があれば、良いと思う。体験ベースの授業が増えれば子どもたちのためになる。	⑦
	精神的な問題について、周囲は精神論で返してくることがあった。啓発が進むよう校舎にポスター掲示などされればよい。	⑤
	小学生から高校生までで、理解するための場・触れ合う場をつくるのが第一（一緒につくる、ゴミ拾いする等）、小中高での交流教育の積み重ねが大事。	⑧
地域交流・共生社会	健常者と一緒に働く、同じ環境で過ごすことが共生社会だと思う。	⑦
	小さいころから壁をなくした社会に、一緒に過ごせる場、子どもの頃からの理解が必要。	⑧
	地域課題について障害のある方と共に考えるような取り組みが必要。	①
	当事者・家族が協議会に参加する（専門職ばかりが集まってやるべきではない）。	⑧
	地域活動の中で、当事者が活躍できる、明確な役割づくりができると、関わる機会が増えていく。	①
	ごちゃまぜの居場所づくり、児童も障害者も高齢者も一緒に過ごせる場所（高齢者デイに児童も、誰でも来れる地活、障害の有無にかかわらず気軽に立ち寄れる場所）。	⑧
	事業所の一般開放（町内会や地域ボランティア・団体との関わり、障害者から健常者へのアプローチ）や、事業所同士の交流、事業所での行事に住民が参加してもらうことで障害児への理解を深める。	⑧
	養護学校の行事に参加するのは保護者に限られている。周囲の人に知って、理解してもらいたいので、もっとコミュニティが広がればよい。	⑥
	子ども・障がい者・老人が参加できるイベント、地域の公園・お祭りなどで交流の機会を増やす。	⑧
	町内会が機能しなくなったのかおせっかい文化がない、町内会や民生委員のおせっかい向上。	⑧

	助けてといえる場と助け合い（誰かに助けてといえる環境づくり）。	⑧
--	---------------------------------	---

(2) 支援体制に関すること

	意見	団体 NO.
相談支援・ 情報提供	制度の仕組みや相談窓口が市民に浸透していないのではないか。	①
	圏域相談の充実、圏域相談支援体制が理解できないため周知を徹底してほしい。	⑧
	自分から支援してほしいと動かないとわからないままのことが多い、市役所とつないでくれる人が必要、気軽に本人や親が相談できる場がほしい（困っている人ほど自分から相談しない）。	⑧
	相談支援事業所のフル活用、相談員から積極的にコンタクトをとる（利用者知らないという意味がない、アピール必要）。	⑧
	情報提供に当たっては、ポスター掲示や広報誌では見ない人は見ない。町内会の回覧にいらしてもらえれば見る機会もできる。	⑥
	困ったとき24時間相談できるところ、緊急時に頼れる「福祉」のよろずや。	⑧
	相談の初動・福祉の入り口が大事、丁寧な関わり必要（切れ目ない支援のためには、しっかりと相談支援へ引き継ぐこと、「どのサービス？」ではなく「なぜこのサービス？」について丁寧に）。	⑧
支援内容・ 支援体制	児童・医療・福祉・就労のそれぞれが縦割りになっており、成長に応じた繋がりが薄いことに制度の切れ目を感じる。たとえば、働くことを見据えた児童支援ができるようになれば。	①
	放課後デイサービスについて、国や他市町村と異なり、市では利用日数が15日となっている。見直しをお願いしたい。	②
	修学旅行や外泊研修では、入浴介助などで親の付き添いが必要になる中、負担を感じない親もいるが、目的を考えると子どもだけで行かせたい。家庭の希望に応じて、現地サービスの利用など検討してほしい。	
	子どもの障害特性上、冠婚葬祭に行くことが容易ではない。サービスは事業所が居宅に限られているが、すぐそばで面倒を見てくれるスポット的なサービスが欲しい。	④
	ライフステージごとに利用できるサービスを知らないまま送迎等の負担を負っていた。サービスや手当の年齢の境目が分かりづらく、年齢に応じて対象になる情報がまとまっていると、将来的な見通しも立てやすく助かる。	④
	児童でサービスが切れる保護者から不安の声を聞く（障害児の時の記録の保管、学校から就労への引継ぎ）。	⑧
	保育/小学/中学/高校/社会 学年上がる度に切れる感じがする。	⑧
	法の変わり目が支援の切れ目、行政の担当や窓口も変わり移行がスムーズでない、本当の意味での縦割りの解消。	⑧
	連携のための事前情報がほしい。	⑧
	特別支援を受けている中で、見た目からは分かりづらい障害と重度の障害で支援に差があると感じる。差をつけないでほしい。	⑤

	小学生の学習では個性が一律に扱われる。個性にあった教科の選択肢を増やすなど、学びにもレパートリーがあればよい。	⑤
	学校の先生が障害について寄り添える支援ができないか。小学校で字が読めず先生の音読でテストを受けている子が、中学校で同じ支援を希望しても伝わらなかった。小学校から中学校にはつながらないと感じた。	⑤
	支援学校のあと多様な選択肢必要、居場所のアイデアも（「高等養護学校卒業後同年代との交流がないとアンケートにあり学校卒業が切れ目）。	⑧
	児の支援をしても親の理解が高まらないと、良い療育につながらない。	⑧
	通院介助できる事業所がない（車両がない・事業所減）ため家族で対応。	⑧
	サービス事業所が人材不足となると対応できない（ブラック企業化し心身ともに疲れ、良い支援できるのかと思う）。	⑧
	外出できない（望まない）ケースの対応が難しい、アウトリーチが重要。	⑧
住居	障害者施設と老人施設が一緒になったものがあればいい。	④
	ごちゃまぜのグループホーム（シェアハウス）。	⑧
	生活の場の構築（GH以外）。	⑧
	重度の方が生活できるGHが足りない。ヘルパーも不足。	⑧
	レスパイト（空き家・公営住宅の活用）、不動産屋の協力（空き家）は得られないか。	⑧
医療的ケア	保育所の看護師確保に向けて民間と同じ感覚で取り組んでほしい。	②
	医療的ケア児コーディネーターが十勝に4人いると聞いているが、知識ある人・ケアできる人をもって増やしてほしい。	②
	北海道と同様に、市でもナースバンクを実施すべきである。	②
	医療的ケア児は高校卒業後に生活介護になるが、事業所が少ない。看護師が不在のところが多いため、看護師の確保が必要。	①
	医療的ケアが必要な子どもの面倒を見られない時、泊りで看護師がみてくれるところの選択肢が少ない。	④
ケアラー支援	家族のケアをする中で、世話をする私自身が疲れてしまうことが多くあった。	①
	育児と介護、親の就労とレスパイトの必要性（24時間体制で始めている自治体あり）。	⑧
	ケアラーの相談窓口がわからない、お世話をする人の負担を減らすにはまず気軽に相談できるように。	⑧
	ヤングケアラーはあまり相談しないため、学校など話を聞く場を設けていく。	⑧
	障害児を育てる親の就労を支える必要も。	⑧
	引きこもり（家族）への対応。	⑧
災害時対応	ケアラーが急遽来れなくなった場合や、大雨・災害時などの避難場所、災害時に応じた支援など、緊急時を想定した24時間対応も考慮してほしい。	⑥
	災害時の停電対策として、蓄電バッテリーが必要不可欠。	②
	災害時、お互いが自分のことに手一杯になるとの思われ、助け合う仕組みづくりは難しいと感じる。	②
	隣町で行っている、防災行政無線の導入を検討してほしい。FAXやスマホの扱い	③

	は老人では難しい。	
	事業所は忙しいため防災訓練を地区ごとにやってほしい。	⑧
	災害時の個別支援計画の作成が遅れていると認識。市のコーディネートがあれば、相談支援専門員の立場として支援することは可能。	①
	福祉避難所について、医療・障害の知識、理解のある担当者が携われる体制づくりを希望する。	①
バリアフリー	障害者が安全に過ごせるよう、図書館前の段差や、病院付近の点字ブロック、敷設年度の違いにより段差の異なる縁石など、ハード面の問題をなんとかしてほしい。	②
	日常的にバリアフリートイレを見かけると配慮が進んでいると感じるが、これが一般的になればよい。	⑤
	障害者用駐車場の利用を厳格化してほしい。	②
	冬の帯広駅では、雪が積もると点字ブロックが覆われ、わからなくなってしまう。視覚障害者が困っている状況に出くわしたこともある。	⑦
	オストメイト対応トイレを増やしてほしい。	①
情報保障	要約筆記奉仕員ではなく、要約筆記者を増やすための講座受講助成を要望する。	①
	健常者と同じように、突然の集まりであっても、当たり前のようにUDトークによる情報保障があるとよい。	①

(3) 社会参加に関すること

	意見	団体 NO.
地域活動・生涯学習	障害者が、市の講座等で講師を務める、ひいては専門職としてそれを仕事にできるようにになればよい。	①
	情報が特定のところにあると、イベント等に参加しやすくなる。	①
	精神疾患に悩むひとや復帰した人と気軽に関わられる場があればよい。また、そうした取り組みの情報提供をしてほしい。	⑤
	畜大祭など、外部参加OKなイベントで、障害のある方がお店を出して参加したらどうかな、と思う。	⑦
	健常者とともに参加しやすいイベント等があれば（通常、一般人向けのイベントには障害のある人は行きにくい）、参加するイベントへの意識づくりと心の準備。	⑧
	民間企業との関わり（民間イベントの方が規模も大きくスピード感もある、障害者が来やすいイベント）。	⑧
	イベントでは駐車場も遠く、道も悪い、トイレも整っていないケースが多く、なかなかいけない。思いやりスペースの設置など、主催者への啓発も必要）。	⑧
	そもそも活動ってどこでやってるのがわからない、活動団体や活動できる場の情報提供（情報発信を強化）、社会参加の課題は情報がないこと。	⑧
	ほっとぷらっとのような持ち込みOKなカフェ（圏域に一つずつあれば）。	⑧
	社会活動への参加には、家族支援も必要。	⑧

	特に引きこもりの方の社会参加支援は家族やそれぞれの機関の支援力向上が必要、昼夜逆転・引きこもり・不登校等の家族が集う場所。	⑧
	余暇活動の場や知る機会（卒業した生徒は社会人のチームには入れない、参加できる場を知る機会があれば余暇活動の充実につながる）。	⑧
	スポーツサークル（移動に課題も）、卒後は学校とのつながりしかないためみんなと楽しめるスポーツがあれば。	⑧
	出会いの場（一般向けの場は難しい、札幌で障害のある人の出会いの場あり）。恋人欲しいという相談多い。	⑧
	社会参加しやすく、現代の流行に合わせた取り組み（アートとか？）、ニーズに合った社会参加、障害者のニーズの聞き取りとマッチング（どういう形をやりたいか→どうやるか、情報発信の媒体いろいろ使う、ポップケのような場所増えるとよい）。	⑧
	音楽のイベント、そこへ集まることで知り合える（人が集まる音楽家にお祭りコーナー）。	⑧
	フードバレーとかちマラソンへの関わり方（障害者の競技参加、ごみ拾い・給水などのボランティア）。	⑧
	SNS等で参加するイベントの様子（動画）アップでイメージづくり。	⑧
	軽度知的障害の方、発達障害の方にわかりやすく教え、アフターフォローしてくれる自動車学校（栃木県）。	⑧
	ダンス、習い事、ホットヨガなど、着替えや利用の仕方がわかりづらいものも多く、受け入れ側の理解も必要。	⑧
	障害のある人も一緒にできる余暇活動の場がほしい、一般就労後の集う場がない、学べる会がない。	⑧
	障害により生産的・経済的活動に参加できない人の自己実現・自己表現の場所や仕組みが必要（アートなど）。	⑧
移動手段	ケアする側も高齢化し、免許返納も考えているが、子の通所に当たりバスの減便が続き、困っているところ。	⑥
	交通機関の構築（無料バス）。	⑧
	スポーツ関係の事業では移動手段が全国的な課題として挙げられる。	①
	スポーツ行事の参加率が向上しない原因に移動手段の確保がある。目的地までのバスの路線がない、タクシー利用に係る経済的な負担等の問題がある。	③
	通勤手段の充実（特に農福連携）、企業への通勤サポートがあるともっと働くことができる、一般就労後や在学中の現場実習に係る送迎。	⑧
就労	子どもが好きな（子どもに合った）仕事がなかなか見つからない。企業には特性や希望に応じた仕事を用意してもらいたい。そして、健常者と一緒に働ける職場環境を希望する。	⑥
	リモート支援、引きこもり支援、テレワークができる事業所（在宅ワーク）。	⑧
	親亡き後の視点で見ると、一般就労につくことを望む。企業に障害者との関わり方を学んでほしいと願う。	④
	企業側に障害者雇用をする大きなメリットをつくる（就労からの社会参加は企業	⑧

	にもメリットあるため、雇用したくなるような施策を)、企業はできることを伸ばしてくれるとよい。	
	農家から、人手が足りないという声をよく聞く。農機具を使うから危ない、炎天下だからきついなどの難しい条件もあるが、単純作業（根っこ切る、分別するなど）をお願いできる人を雇用できたら、Win-Winだと思う。	⑦
	農福連携については、畑を耕す、魚をとる、家畜を育てるなど含め、“食”を取組に加えてはどうか。	①

3 策定経過

日 付		内 容
令和4年	11月28日	市民アンケート調査実施（～令和5年1月6日まで）
令和5年	2月27日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第1回） ・次期帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定概要について
	5月19日	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第1回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプランの概要（案）及び現計画の課題整理
	23日	市民意見交換会（市民活動プラザ六中）
	24日	市民意見交換会（帯広市グリーンプラザ）
	6月22日	帯広市地域自立支援協議会地域生活支援会議 ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプランの概要（案）及び現計画の課題整理
	28日	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第1回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプランの概要（案）及び現計画の課題整理
	7月19日	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第2回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
		帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第2回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
	8月21日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第2回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
	8月23日	帯広市議会厚生委員会 ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（骨子）について
	10月17日	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第3回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について
	19日	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第3回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について
	26日	帯広市地域自立支援協議会地域生活支援会議 ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）概要報告
	11月 8日	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第3回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について
	20日	帯広市議会厚生委員会 ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）について

日 付		内 容
令和5年	12月 1日	パブリックコメント実施（令和6年1月7日まで）
令和6年	1月 中旬	帯広市地域自立支援協議会障害者計画策定部会（第4回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について
	下旬	帯広市障害者計画庁内策定委員会（第4回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について
	2月 月上旬	帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会（第4回） ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について
	中旬	帯広市議会厚生委員会 ・（仮称）帯広市障害者共生まちづくりプラン（原案）に対するパブリックコメント意見募集の結果公表（案）及び帯広市障害者共生まちづくりプラン（案）について

※令和5年12月以降については予定。

4 帯広市健康生活支援審議会 障害者支援部会

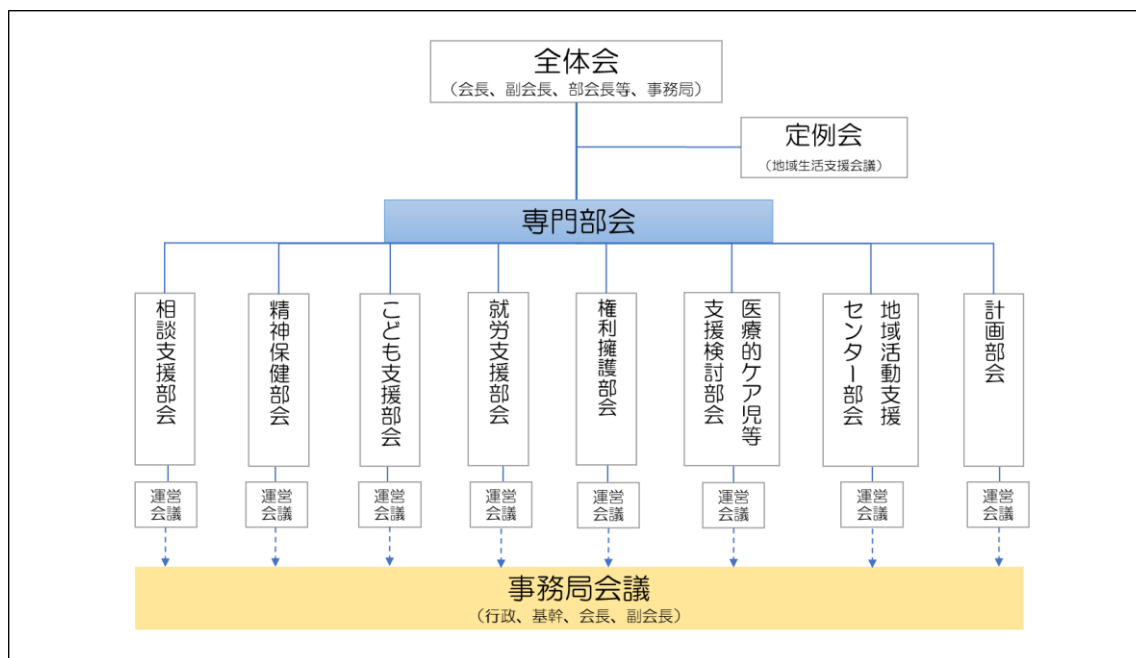
○委員名簿（敬称略・五十音順）

氏名	所属等
坂村 堅二	障害者スポーツ愛好家
眞田 清	特定非営利活動法人 肢体不自由児者サポートセンターぽてとハウス
田中 利和	一般社団法人帯広身体障害者福祉協会
津田 俊彦	北海道精神保健福祉士協会道東ブロック
中山 典子	帯広市要約筆記サークルたんぽぽ
○ 畑中 三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会
藤川 香奈子	公募
藤森 誠	公益社団法人北海道社会福祉士会十勝地区支部
◎ 細川 吉博	一般社団法人帯広市医師会

◎部会長 ○副部会長

5 帯広市地域自立支援協議会

○組織図（R6.4～）



○障害者計画策定部会（※～R6.3） 委員名簿（敬称略・五十音順）

氏名	所属等
◎ 佐々木 雅美	NPO法人十勝障害者サポートネット
新明 雅之	社会福祉法人慧誠会 十勝障がい者就業・生活支援センター
菅 瑞枝	NPO法人共生シンフォニー 重症心身障害児者通所事業所ぐらんつ
高橋 宏明	社会福祉法人帯広福祉協会 相談支援事業所つつじ
富原 慎	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会
長村 麻子	NPO法人十勝障がい者支援センター 十勝障がい者総合相談支援センター
野村 智恵子	NPO法人ほっと・ぷらっと
本間 多香美	NPO法人U-mitte 重症児デイサービスプエオキッズ
森 真二	社会福祉法人慧誠会 相談支援センターけいせい会

◎部会長

6 用語の解説

あ行

・医療的ケア

重度の障害のある人に対して行う、たんの吸引や経管栄養など、生きていく上で必要な医療的援助のこと。

・帯広市虐待防止センター

障害のある人への虐待に関する通報や届け出への対応、障害のある人の保護や相談、養護者に対する相談や指導、助言を行うための機関として2012(平成24)年に設置。

・帯広市健康生活支援審議会

市民、保健・医療・福祉の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を、総合的・計画的に推進するための市長の附属機関。

・帯広市成年後見支援センター「みまもーる」

認知症や、知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度などの活用を支援する機関。

・帯広市地域自立支援協議会

障害福祉に関するさまざまな問題について、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するための協議の場として、平成19年に設置。

・おびひろ市民学

ふるさとの自然環境や歴史、文化、産業、地域住民とのかかわりを通して、「ふるさと帯広」に対する誇りと愛着を育み、地域社会の一員として、よりよい地域づくりに関わる子どもを育てることを目的として、全小中学校で実施している授業。

か行

・基幹相談支援センター

地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として2012(平成24)年に設置。

・教育相談

専任の教育相談員を配置し、いじめや不登校、非行などに関すること、友人関係や進学問題などお子さんの教育に関わる相談を受けるもの。

- **緊急通報システム**

自宅で急に体調が悪くなったり緊急の事態が発生したときに、通報装置のボタンを押すと、24 時間体制で助けを求めることができるサービス。

- **圏域相談支援**

障害のある人やその家族等から様々な困りごとや悩みなどの相談を無料で受ける「相談支援事業所」を、市内を4圏域に分け、各圏域1か所ずつ設置するもの。

- **合理的配慮**

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

- **交流教育・体験教育**

障害のある人とない人の交流や障害のある状態を疑似体験する教育プログラム。

- **こども発達相談室**

発達に心配のあるこどもや、障害のあるこどもに関する心配事や相談、支援についての情報提供などを行う場。

- **個別避難計画**

高齢者や障がい者など、災害発生時等に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が、円滑かつ迅速に避難できるよう支援するために作成する一人ひとりの状況に合わせた避難計画。

さ行

- **差別解消事例集**

帯広市で行ったアンケート調査等をもとに、市民の皆さんが実際に体験した事例をまとめたもの。啓発活動や配慮提供時の参考資料として作成。

- **視覚障害者誘導用ブロック**

点字ブロック。視覚障害者が足裏の触覚で認識できるよう突起を表面につけたもので、地面や床面に敷設されているブロック（プレート）。

- **市民活動プラザ六中**

閉校となった帯広第六中学校を、障害のある人も高齢者も地域住民も交流する地域支えあい体制づくりの拠点として改修。平成 24 年に供用開始。

- **重症心身障害児**

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の子ども。

- **住宅確保要配慮者**

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

- **巡回相談**

地域の一般的な子育て支援施設に、相談員が直接訪問し、保育や子どもへの対応について助言などを行い、支援すること。

- **障害者週間記念事業**

国民に障害や障害のある人について広く関心と理解を深め、障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進する週間（12月3日から12月9日まで）を記念した啓発事業。

- **障がい者就業・生活支援センター**

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、相談や職場・家庭訪問等の実施を通して支援する機関。

- **障害者生活支援センター**

帯広市が運営する地域活動支援センター。

- **消費生活アドバイスセンター**

悪質商法、商品やサービスなどの契約に関するトラブル、商品の品質や安全性など、消費生活に関するさまざまな問題や疑問について相談対応を行う機関。

- **情報アクセシビリティ**

身体の状態や能力などの違いにかかわらず、情報が利用しやすい状態にあること。

- **成年後見制度**

判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、本人に代わって、財産管理や身上監護などを行う援助者を選任し、本人を支援する制度。

- **相談支援専門員**

障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行うもの。

た行

• 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供によって、障害のある人が社会との交流の促進を図る施設。

• 地域ケア会議

個別の課題について関係機関が協力し、課題の解決と社会基盤の整備を同時に進めていくために実施する会議。

• 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱で構成。帯広市では、各機能を域内の複数の事業所等で面的に整備する方法を採用。令和6年度より相談支援、短期入所など各事業所の登録制度を開始。

• 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための地域の包括的な支援・サービス提供体制。

• つなぐっと

障害や発達に心配のあるお子さんを周りの人たちが支えるために、保護者がこどもの健康や特性などを記入・記録し活用するサポートファイル。

な行

• ノーマライゼーション

障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方。

は行

• バリアフリーマップ

帯広市内の商業施設や官公庁等における、障害者用駐車区画・車椅子使用者用トイレ・車椅子使用者対応エレベーターなどのバリアフリー情報を地図上で閲覧出来るツール。

• ピアサポーター

同じ課題・境遇を持つ人が支え合うピアサポート活動において、自らの経験をもとに、同じ立場にある他の参加者を支援する役割を担う人。

- **福祉就労**

一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、障害福祉サービス事業所などで就労や生産活動の場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のため訓練を行うこと。

- **福祉のひろば**

障害のある人が福祉施設等で製作した作品の展示・販売や、福祉に関する情報提供の場として、平成8年に帯広駅内に設置。

- **福祉避難所**

高齢者や障害のある人など、一般的な避難所では生活することが困難な人のための避難所。市が、福祉避難所となる各施設に連絡をとり、受け入れについて調整したあと、利用可能となる。

- **ふれあい市政講座**

出前講座の正式名称。市民との意見交換や情報共有を進め、協働によるまちづくりを進めるため、職員が受講を希望する団体のところにお伺いし、市の事業や制度などについて話すもの。

- **ペアレントメンター**

発達障害のあるこどもを持つ親で、その経験を活かしてこどもが発達障害の診断を受けて間もない親などに助言を行う人。

- **ヘルプマーク**

外見からは分かりにくい障害や疾患などがある人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせるマーク。

- **法定雇用率**

障害者雇用促進法に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主に義務付けられた、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者等の割合。

- **包容（インクルージョン）**

多様な人材がそれぞれの能力を活かして活躍できている状態。

- **補助犬**

体に障害のある人の目や耳、手足となって働くよう訓練された犬。

- **ボランティアセンター**

帯広市社会福祉協議会の事業の一つ。ボランティア情報の提供のためのセンター。ボランティア実践者による相談対応やボランティア登録の受付などをおこなっている。

や行

• 優先調達

障害者就労施設等から物品などを率先して調達すること。

• ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢、性別などの違い、障害のあるなしや、個人の能力の差などを問わずに快適に利用・使用できる建築・製品・情報などの設計のこと。

ら行

• リモート支援

外出の困難な方が居宅にて業務を遂行できるよう、職場と映像・音声をネットワーク上で共有する環境を整備しながら、業務に必要な指示や指導を遠隔サポートで行うこと。

P

• PDCA サイクル

業務などを、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し、継続的に改善していくことで、効率化、最適化をめざす方法。

S

• SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむ、X や LINE などコミュニティ型の会員制サービス。